

たな卸しシート

平成22年(2010年)10月31日(日) 11:05~12:25 第2会場	
施策名: 行政情報の提供・公開の推進 新たな市民参加・参画の推進	テーマ: 市民参加・参画の今後のあり方 (広聴業務、パブリック・コメント制度)
担当課(室): 広報広聴課	担当者: 長坂

1. 施策の展開に向けた戦略について

(1) 施策の使命 ①必要な行政情報を分かりやすく的確に、タイムリーに届ける。 ②市の考え、方針、施策を理解してもらい、共感してもらい、市政への市民参加を促進する。 ③市民の思い、ニーズを的確に把握し、市の事業に活かす。
(2) 施策の使命を達成するための現在の資源配分の考え方 資源のほとんどは人的なものであり、物的資源は少ない。
(3) テーマと施策との関係 必要な行政情報を分かりやすく的確に、タイムリーに届けることが、市民参加の促進につながり、多くの意見をもらうことによって、さらに提供する情報も市民に関心を持ってもらいやすくなり、届きやすくなるといった好循環につながる。

2. テーマについての現状

(1) 現状(取組内容) 市の広報広聴業務に関する具体的な事業内容は、別紙1「平成21年度の事業概要」のとおり。そのうち、「市民の声」、「意見公募手続」については以下も参照。出前講座の過去3年間の実績については、別紙2参照。 ①「市民の声」 市民から投書箱やホームページ等で寄せられる意見や要望等に、そのつど市の考え方を回答するほか、その対応状況をホームページで公表している。(処理の流れや件数等は別紙3「市民の声」) 寄せられる意見には、公園・道路等の維持・修繕等に関することや市の各種市民向けサービスへの指摘、さらには特定個人への誹謗・中傷も含め、多種多様なものが混在しているのが現状である。公園・道路等の維持・修繕等は、直ちに現場確認のうえ対応しているほか、職員の接遇への指摘については、各担当課はその指摘を契機にミーティングを行うなど、そのつど改善に向け努力をしている。 ②意見公募手続 意見公募手続は、市の基本的な制度や事項を定める計画や条例案などを定めるにあたって、事前にその案を公表して広く意見を募り、その意見を計画や条例案などに反映させていくもの。 平成16年度から要綱を定めて実施。平成21年度からは今後とも制度を安定的に運用するため、条例化を図った。実施にあたってはホームページのほか、市政情報コーナー、庄内・新千里出張所、各担当課窓口でその案を見てもらえるようにしている。広報誌では実施案内のみ掲載。(条例の概要は別紙4、過去の実績等は別紙5参照)
(2) 問題点・課題 ①「市民の声」 制度や手続方法、事業等(以下、「制度等」という。)への見直しや改善を求める指摘に関しては、制度等そのものが法令等や財政状況の制約を受けるほか、さまざまな関係機関等と

たな卸しシート

<p>の調整を経て実施されているものがほとんどだけに、ただちに意見の反映にまではつながりにくい。情報の不足による指摘者側の誤解もある。</p> <p>また、市民から寄せられる意見等で、全庁的に共有できているのは、本課が把握するものだけである。各部局に直接寄せられる市民からの意見は全庁的に共有できていない。</p> <p>②意見公募手続</p> <p>現状では、平成 21 年度の意見提出者数は 1 案件あたり平均 5.7 人、平成 20 年度は平均 9.4 人、平成 19 年度は 7.1 人と多いとは言えない。しかも案件によってばらつきが大きく、提出者がなかったか一桁にとどまっている案件は、平成 21 年度では実施した 9 件のうち 8 件、平成 20 年度は実施 13 件のうち 10 件、平成 19 年度は実施 16 件のうち 14 件にのぼる。その要因として、案件のテーマによって市民の関心に大きな差があることや、意見公募手続の対象が市の各分野の基本計画や条例、規則など、質や量にボリュームがあることが多く、理解にかなりの労力を要することなどが推測される。それに対しては、できる限り内容を要約した概要版などを同時に公表するようしたり、募集期間中に地域での説明会を実施したりもしている。</p>
<p>(3) テーマにかかわる構成事業等に関する他部局、他セクターの類似事業</p> <p>各部局が、意見公募手続のほかにも、計画等の策定過程の各段階で、ワークショップや市民説明会、市民アンケートなどの手法を行い、市民からの意見を聴く機会を確保している。意見公募手続以外の手法については、どの段階でこういった手法を採用するかは、計画等の内容に応じて、各部局が判断している。</p>
<p>(4) 他自治体での取組状況</p> <p>堺市 各部局に寄せられた「市民の声」を各部局が直接データベースシステムに入力し、共有化。 大阪府 クイックリサーチ 「おおさかQ ネット」</p> <p>展開しようとする事業について、モニター（2,000 人程度）にインターネットでアンケートを行うもの。</p>

3. 今後の施策展開の考え方（～平成 25 年度当初まで）

<p>(1) テーマについての 3 年後（平成 25 年度当初）のあるべき姿</p> <p>①「市民の声」</p> <p>少しでも今以上に、市民から寄せられる意見などを制度等に活かしていくためには、できる限り制度等の案が確定するまでに、制度案などの情報を市民に伝え、意見を求めていく必要がある。そのためには、現状のように単に意見をのべる媒体を用意しているだけの受け身だけではなく、適宜市からテーマを設定するなど、意見をいただく機会を能動的に確保していく。</p> <p>②意見公募手続</p> <p>意見公募手続の制度自体は、提出された意見を考慮して最終的意思決定を行うことを想定しているため、計画等の案の最終段階のものを公表する必要があり、その質や量にボリュームがあるのはやむを得ない。意思決定までの最後の市民参加手法として、制度設計自体に大きく改善すべき点があるものとは考えていない。</p> <p>計画等の発案から完成にいたるまでのさまざまな段階で実施しているさまざまな市民参加手法のうち最終段階の意見公募手続だけを取り出して、単体でその必要性や効果を検討するよりも、むしろ計画等の発案から完成までのプロセス全体を一つにとらえ、主要な計画等については実施前に市民がそうした手法の一覧を閲覧できるようにし市民参加を促進するとともに、実施結果についてもまとめて公表できるようにしていく必要がある。（意見公募</p>
--

たな卸しシート

手続については、すでに年間の実施予定と結果一覧を公表している。）

(2) (1)のあるべき姿に向けた今後3年間の取組（具体的、簡潔に）

①「市民の声」

携帯電話などを活用したモニターへのアンケートや意見募集などの手法を検討する。

②意見公募手続

市の主要な計画等について、発案から完成にいたるまでのそれぞれの段階で、各部局が実施しているさまざまな市民参加手法の把握や一覧の公表に向けての検討が必要となる。

(3) 2-(2)の問題点・課題の解決の方法

①「市民の声」

上記(1)①参照。

②意見公募手続

上記(1)②参照。

(4) 2-(3)にかかる事業整理の考え方（他部局や他セクターとの連携等も含めて）

①「市民の声」

これまでは、主に広報広聴課が所管する市ホームページや投書箱に寄せられる意見を対象としてきたが、これ以外にも各部局には日々さまざまな意見や要望等が直接寄せられている。これらの意見の集約も課題となる。直接各部局に寄せられている意見は、おおむね有形無形の形で各部局が所管する制度等に活かされているものと思われるが、これらの意見や要望、相談の内容を集約し、関連部局間をはじめ庁内で共有化することができれば、よりいっそう庁内の制度等の企画や実施に活かし、市民の利便性向上につなげられるのではないか。

そのためには、日々各部局に寄せられる意見を関係部局が共有できる仕組みが可能かどうか検討する必要がある。こうした仕組みは、「市民の声」の集約だけにとどまらず、窓口部門等でのよくある問合せの共有などにも活用できるのではないか。

たな卸しシート

平成22年(2010年)10月31日(日) 11:05~12:25		第2会場
施策名: 行政情報の提供・公開の推進 新たな市民参加・参画の推進	テーマ: 市民参加・参画の今後のあり方 (広報業務)	
担当課(室): 広報広聴課	担当者: 長坂	

1. 施策の展開に向けた戦略について

(1) 施策の使命 ①必要な行政情報を分かりやすく的確に、タイムリーに届ける。 ②市の考え、方針、施策を理解してもらい、共感してもらい、市政への市民参加を促進する。 ③市民の思い、ニーズを的確に把握し、市の事業に活かす。
(2) 施策の使命を達成するための現在の資源配分の考え方 広報業務に関しては、広報誌・広報番組の制作、報道機関への情報提供に、人的・物的資源のほとんどを配分している。
(3) テーマと施策との関係 必要な行政情報を分かりやすく的確に、タイムリーに届けることが市民参加の促進につながり、それによりさらに提供する情報も市民に関心を持ってもらいやすくなり、届きやすくなるといった好循環につながる。

2. テーマについての現状

(1) 現状(取組内容) 市の広報広聴業務に関する具体的な事業内容は、別紙1「平成21年度の事業概要」のとおり。声の広報、点字広報については、以下参照。 ・声の広報 90分テープ1本 月51部 希望者に配布、図書館に設置。 ・点字広報 B5版冊子毎月3万8千字~4万5千字 月62部 希望者に配布、図書館に設置。 ※いずれも、広報とよなかの内容を抜粋して案内
(2) 問題点・課題 市民参画を促進する観点からは、現状では施策・事業に関する情報提供の多くが「お知らせ」情報であり、市の方針、施策を理解・共感してもらい、行動してもらうまでには至っていない場合も多いのではないかと感じている。
(3) テーマにかかわる構成事業等に関する他部局、他セクターの類似事業 本課が管理している広報誌、広報番組、ホームページ以外では、現状では各部局が予算の範囲内でチラシ、冊子などで独自に事業PR等を行っている。また、計画等の策定過程においては、各部局で市民説明会やワークショップ、シンポジウムを開催するなど、策定過程の情報提供に努めている。
(4) 他自治体での取組状況

3. 今後の施策展開の考え方(～平成25年度当初まで)

(1) テーマについての3年後(平成25年度当初)のあるべき姿 市の方針、施策を理解・共感してもらい、行動してもらうためには、「結果・お知らせ」だけではなく、企画から決定、さらに評価に至るまでの施策・事業の「プロセス・意思形成過程」の情報もより積極的に提供していく。こうした早い段階からの情報提供により、市民

たな卸しシート

の意見も事業に反映しやすくなり、市民参加の促進の契機ともなる。それによりさらに提供する情報も市民に関心を持ってもらいやすくなり、届きやすくなるといった好循環につながる。

(2) (1)のあるべき姿に向けた今後3年間の取組（具体的、簡潔に）

展開しようとする事業等について、携帯電話などを活用した広報モニター等へのアンケートの実施を検討。

市の広報媒体だけでなく、報道機関等へのより積極的な情報提供に努め、多様な媒体等を通して市民の関心を高めるようにする。

(3) 2-1(2)の問題点・課題の解決の方法

同上。

(4) 2-1(3)にかかる事業整理の考え方（他部局や他セクターとの連携等も含めて）

各部局が、計画等の策定過程の各段階で、ワークショップや市民説明会などの手法を積極的に行い、市民が市政に参加できる機会を確保していく。そうした機会等のPR方法を本課と各部局が連携して検討していく。

制度名・施策名

広報とよなか

開始年度：昭和26年度（1951）

目的

- ①市民生活に役立つ行政情報や必要な情報、市民の自主的な活動を読みやすく分かりやすく伝える。
- ②市民の行政への参加・参画を促す。
- ③豊中への愛着を深め、郷土愛を育む。
- ④市民と行政のコミュニケーションや信頼関係を深める。

形態

- ①平成8年（1996）5月号（553号）、A4判に変更、アイレット仕様廃止。
- ②平成元年（1989）広報誌保存用としてバインダーを全戸配布。
- ③昭和63年（1988）5月号（457号）、B5判、冊子型。
- ④昭和26年（1951）12月号（創刊）、タブロイド判。

内容変更の推移

<平成21年度（2009）>

- ①「ひとまち探訪」「グループ訪問」を掲載。
- ②表紙・裏表紙を除き単色刷りに変更

<平成20年度（2008）>

- ①コラム「数字は語る」「健康豆知識」を掲載。

<平成19年度（2007）>

- ①読み物ページ「ひと色彩」「豊中の逸品」を開始。
- ②「豊中のいま」新設。

<平成18年度（2006）>

- ①表紙に4コマまんがを掲載（写真から変更）。
- ②「とよなかズームアップ」新設。
- ③高齢者向けの記事について文字サイズを標準より拡大。

予算額	決算額	差引残
93,110,913円	92,230,187円	880,726円

21年度決算内容

<主な内訳>

	予算額	決算額	差引残
印刷製本	62,671,833円	62,088,018円	583,815円
企画編集委託	14,716,800円	14,716,800円	0円
宅配委託	15,722,280円	15,425,369円	296,911円

<経費>

「広報とよなか」単価ほか（金額はすべて税込）

	21年度決算	20年度決算	19年度決算	18年度決算
平均月発行部数（部）	186,383	185,453	184,146	183,775
平均ページ数（ページ）	48.00	48.33	48.33	48.33
印刷製本（円）	@27.76	@30.71	@29.45	@28.77
企画編集委託（円）	@6.58	@6.61	@6.66	@6.64
宅配委託（円）	@7.02	@7.04	@7.04	@7.04
合計（円）	@41.36	@44.36	@43.15	@42.45

実績

平成21年度 発行部数： 2,236,600部
 ページ数： 576ページ

2-6-6

<別紙1>

制度名・施策名

広報宅配委託

開始年度：昭和58年度（1983）

予算額	決算額	差引残
15,722,280 円	15,425,369 円	296,911 円

決算内容

< 1冊あたり単価 >

(円、消費税抜き)

	決算	予算
平成21年度	@6.69	@6.80
平成20年度	@6.70	@6.70
平成19年度	@6.70	@6.70

経過

- 平成21年度（2009）環境部と合算入札。
- 平成18年度（2006）環境部と合算入札。
- 平成15年度（2003）市議会事務局と環境部と合算入札し単価を大幅削減。
- 平成12年度（2000）全世帯に加え、事業所への配布を開始。
- 平成2年度（1990）7月号から月末3日間に配布。
- 昭和59年度（1984）市内全域で宅配業者に広報刊行物の配布業務を委託。
- 昭和58年度（1983）市民部実態調査係の廃止に伴い、庄内・新千里地区で宅配開始。

対象

全世帯、全事業所

配布部数

- 平成21年度決算：月平均 184,034 部（年間 2,208,412 部）
- 平成20年度決算：月平均 183,212 部（年間 2,198,545 部）
- 平成19年度決算：月平均 181,843 部（年間 2,182,110 部）

制度名・施策名

テレホンガイド（市役所窓口情報）

開始年度：平成3年度（1991）

予算額	決算額	差引残
821,100円	801,465 円	19,635 円

目的

市が行っているさまざまな施策・事業や公共施設などに関する情報を簡便にまとめ、市民が利用する際の窓口などを分かりやすく紹介する。（A4判、40ページ）

内容

施策などを、相談の窓口、住民登録など20のコーナーに分類して掲載。一覧性を確保するため、各コーナーは1～2ページに収めた。また、検索性を高めるため、索引とインデックスを掲載している。

対象

転入者、希望者。

決算内容

- 平成21年度実績 @44.90 円×17,000部×1.05＝ 801,465 円
- 平成20年度実績 @42.30 円×17,000部×1.05＝ 755,055 円
- 平成19年度実績 @42.50 円×17,000部×1.05＝ 758,625 円

広告収入

- 平成21年度（2009）広告15枠を掲載（歳入金額472,500円）
- 平成20年度（2008）広告15枠を掲載（歳入金額472,500円）
- 平成19年度（2007）広告15枠を掲載（歳入金額472,500円）

2-6-9

制度名・施策名

C A T V

開始年度：平成8年度（1996）

予算額	決算額	差引残
39,297,300 円	39,297,300 円	0 円

決算内容

広報番組「かたらいプラザ」

制作委託料 @523,000×40本×1.05=21,966,000 円（屋内収録分）
 制作委託料 @463,000×12本×1.05=5,833,800 円（野外収録分）
 （まちかねビジョンデータ変換料含む）
 放送料 @30,000×365日×1.05=11,497,500 円

目的

ケーブルテレビを活用して、行政情報や地域情報を映像で分かりやすく市民に伝え、市民生活の向上と利便を図るとともに、市政への理解と関心を高めることにより、市民の市政への参加・参画を促す。

番組内容

- ①広報番組『かたらいプラザ』
30分番組。市政ニュース・特集・施設・学校紹介などのコーナー構成。平成11年度から1週間毎に内容入替、1日5回放送。全部で52本制作。広報広聴課の職員がキャスターを務める。
- ②お知らせ番組『豊中市からのお知らせ』
平成11年度から『かたらいプラザ』と合併。フリップを使い、次週行われる催し案内を担当課の職員が紹介。
- ③人権啓発番組
放送後、ビデオ制作。平成11年度から15年度まで人権5領域（高齢者、男女共同参画、障害者、同和問題、在日外国人）の啓発番組を制作。
- ④その他
放送局の独自制作番組への支援として、各種の情報提供を随時行うとともに、緊急情報を災害時などに文字放送する（危機管理室、消防本部）。

接続状況（平成22年7月末現在）

加入世帯 36,194、電障世帯等（無料） 94,534、計130,728世帯
接続率78.8%、加入率21.8%（母数 166,000世帯）

制度名・施策名

広報広聴委員会

開始年度：昭和56年度（1981）

予算額	決算額	差引残
0 円	0 円	0 円

目的

機能的かつ効果的な広報広聴活動を行うため、各部署に「広報広聴委員会」を設置。市民からの意見・苦情などに基づく各種広聴活動の連絡調整、並びに、広報誌をはじめあらゆる広報媒体への情報提供に関する各種広報計画の立案や実施調整を行う。

内容

各部の広報・広聴体制を整備し、互いの連携を深めながら、市民に対してより効果的な広報・広聴活動を展開するために開催するもの。

- 各部広報広聴委員会の開催 随時
- 広報広聴委員説明会の開催 毎年2日間
- 委員250人（うち主任23人）

経過

- 平成21年（2009）4月：設置要綱を改正（広報広聴委員の業務をより明確に位置づける）。広報広聴主任会議（月1回）を随時開催に変更し、広報広聴委員説明会を開催。
- 平成7年（1995）7月：広報と広聴の連携強化と、各部署との伝達経路のシステム化を図るため、広報広聴委員会への改組。
- 昭和56年（1981）4月：広報委員会を設置。

参考

平成6年度に「広報ハンドブック」を作成。各部署の広報機能の充実を図り、広報誌や報道機関に効果的な情報提供を図る。A4判、36ページ、1,000部印刷。

2-6-8

制度名・施策名

広報誌モニター

開始年度：平成16年度（2004）

予算額	決算額	差引残
60,000 円	62,500 円	△2,500 円

内 訳

広報誌モニター謝礼図書券

<予算> @500円×120人=60,000円

<決算> @500円×125人=62,500円

目 的

市民の視点をより反映させることにより、読みやすく分かりやすい広報誌づくりをめざす。

内 容

- ① 15歳以上の市民100人を一般公募。
年2回程度20人ずつ、広報誌及び広報活動に関してアンケートに答えてもらう。
- ② 4月募集。任期は平成21年5月～平成22年4月。

経 過

平成21年度（2009）モニター人数 125人
 平成20年度（2008）モニター人数 113人
 平成19年度（2007）モニター人数 121人

制度名・施策名

パブリシティ（報道機関への情報提供）

開始年度：昭和37年度（1962）

予算額	決算額	差引残
0 円	0 円	0 円

目 的

報道機関へ行政ニュースや地域情報などの情報提供を行い、施策の住民への浸透・徹底を期するとともに、その評価や価値判断を知り、施策に生かす。また、各種の地域ニュースなどの提供は、住民の地域への理解と関心を深め、地域活動への参加を促すことにつながる。

特 徴

毎日大量の情報が提供でき、伝達範囲が広く、速報性がある。経費がかからず、そのうえ、報道機関が主体的に編集し報道することにより、社会の公器としての報道機関に寄せられる信頼に裏付けられた、客観性の高い情報提供になる。

提 供 数

	取材メモ	記者会見	資料等	合計
平成21年度	286件	20件	79件	385件
平成20年度	266件	24件	153件	443件
平成19年度	228件	31件	256件	515件

※行政事案、寄付等は除く

経 費

日本新聞協会の『記者クラブが記者室経費の応分の負担をする』という見解に基づき、平成15年2月以降、共有ファクスの回線使用料やトナーなどの消耗品を記者クラブで負担するとともに、電話回線使用料は各社負担としている。
平成15年5月には、記者クラブの負担でテレビを購入したほか、平成16年3月にファクス機器を入れ替えた。

2-6-9

制度名・施策名

外国人向け市政情報案内チラシ

開始年度：平成16年度（2004）

予算額	決算額	差引残
451,000 円	437,065 円	13,935 円

内訳	予算額	決算額	差引残
紙代	31,000 円	17,065 円	13,935 円
翻訳料	420,000 円	420,000 円	0 円

目的

国際化施策推進基本方針を踏まえ、日本語を理解できない在住外国人に対して、予防接種などの健康福祉情報をはじめ、日常生活に欠かせない市政情報などを毎月提供する。

実施内容

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語の4か国語に翻訳。A4判サイズで、毎月平均、英語290枚、中国語280枚、韓国・朝鮮語240枚、スペイン語240枚をそれぞれ発行。

実施方法

NPO法人国際交流の会とよなか（TIFA）に翻訳業務を委託。

制度名・施策名

商業広告の掲載

開始年度： テレホンガイド：平成15年度（2003）
広報とよなか・ホームページ：平成16年度（2004）

目的

- ①公益性を損なうことなく、財源の一部確保の手法として商業広告を掲載。
- ②発行経費の節減など財政面の効果が期待できる（＝財源確保）。
- ③市民生活の利便性にもつながる（＝生活情報や地域情報が得られる）。

根拠要綱と掲載基準

「豊中市広報刊行物における有料広告掲載の取扱いに関する要綱」

<掲載できないもの>

- ①法令に反するもの
- ②公序良俗に反するおそれのあるもの
- ③政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反する内容のもの
- ④公職の候補者（当該候補者となる者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- ⑤宗教性のあるもの
- ⑥個人の氏名広告に当たるもの
- ⑦市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- ⑧その他、広報刊行物の広告として適当でないと広報広聴課長が認めるもの

<掲載を認められない業種>

- ①政治団体
- ②宗教団体
- ③性風俗店又は性風俗店と内容が同類のもの
- ④ラブホテル又はラブホテルと内容が同類のもの
- ⑤パチンコ・スロットマシン店
- ⑥麻雀店
- ⑦消費者金融（質屋を除く）
- ⑧商品先物取引
- ⑨悪徳商法を行うもの
- ⑩興信所
- ⑪引換券・割引券が広告欄の一部となっているもの

2-6-10

内 訳 (歳入)	予 算 額	決 算 額	差 引 残
広報とよなか	11,781,000円	9,297,750円	△2,483,250円
テレホンガイド	650,000円	472,500円	△177,500円
ホームページバナー	2,772,000円	3,024,000円	252,000円
市街地図	0円	0円	0円
かたらいプラザ	0円	0円	0円

21 年 度 決 算 内 容

<主な内訳>

	単 価 (税込)	広告枠数	決 算 額
広報とよなか (注1)	57,750 円	161枠	9,297,750円
テレホンガイド	31,500 円	15枠	472,500円
ホームページバナー (注2)	21,000 円	144枠	3,024,000円

(注1) 広報とよなかへの商業広告掲載は、1月最低10枠

(注2) ホームページバナー広告掲載は、1枠1か月あたりの収入

<参考：過去実績>

	20年度	19年度
広報とよなか	11,434,500 円	7,769,820 円
テレホンガイド	472,500 円	472,500 円
ホームページバナー	2,352,000 円	2,457,000 円

2-6-11

制度名・施策名

ホームページ

開始年度：平成8年度（1996）

予 算 額	決 算 額	差 引 残
2,416,850 円	2,222,914 円	193,936 円

決算内容

主な内訳	予 算 額	決 算 額	差 引 残
消耗品	114,000 円	45,382 円	68,618 円
委託料(広報PDF・Web変換料)	1,839,600 円	1,839,600 円	0 円
パソコン借上げ等	463,250 円	337,932 円	125,318 円

目 的

- ①インターネットの双方向機能を活用し、市民に対する市政情報の提供と市民の疑問や要望の収集を行い、市民の市政への参加・参画を更に発展させるとともに、市民自治の一層の向上を図る。
- ②インターネットを活用して情報公開等を促進することにより、庁内の情報の共有化を図り、各部署が自発的に連携して行政課題に取り組める環境をつくることで、より効果的な行政運営を行う。

効 用

- ①情報を受発信できる（双方向機能）。
- ②必要な時に情報の受発信ができる（時間の制約がない）。
- ③全世界どこでも情報が取り出せる（場所の制約がない）。
- ④文字だけでなく画像や音声も受発信できる。
- ⑤情報の検索、蓄積が容易。
- ⑥市役所の情報に接する機会が少なく、広報誌をあまり読まない年代層の利用が見込まれる。

アクセス件数(月平均)

(月平均)

	トップページ (件)	総アクセス件数 (件)
平成21年度	85,822	757,592
平成20年度	86,185	717,084
平成19年度	71,932	682,436

<参考>平成20年8月、CMS(コンテンツ自動更新システム)を導入し、トップページを含むほぼすべてのページをリニューアル。

制度名・施策名

市民の声（苦情、要望の対応）

開始年度：昭和37年（1962）以前

予算額	決算額	差引残
0円	0円	0円

目的

市民からの苦情、要望を市民の側に立って対応することで、関連する事務事業の改善を促し、施策に役立てる。

処理方法

市に寄せられたご意見は、各部広報広聴主任を通じて各担当課へ伝え、担当課と連携を取りながら、電話や文書、メールあるいは面談によって、市の考え方をおおむね2週間以内に回答。
 なお、平成15年度から、簡易な質問メール（各種制度の概要や手続きなどの問い合わせなど）については、そのまま各担当課へ転送し、直接担当課が回答。原則3日以内に回答。
 平成21年3月から、個人情報等に配慮し一定の基準を満たしたものについて、声と回答の市ホームページへの掲載を開始。

件数

(件)

	平成21年度	平成20年度	平成19年度
投書（ファクス含）	229	293	253
電子メール	318	280	360
電話	58	46	99
郵送	53	40	25
来庁（面談等）	31	39	55
合計	689	698	792

※上記のほか、簡易な質問メール等が、平成21年度213件、平成20年度284件、平成19年度448件あった。

主な内容

- 市役所の設備（空調・トイレ・駐車場）について（財産管理課）
- 公園・道路の整備等（公園みどり推進課・道路管理課） ほか

【参 考】

平成11年度に第二庁舎市民ロビー、庄内・新千里出張所に投書箱「市民の声」を設置（出張所設置日8/16）。

制度名・施策名

陳情・要望

予算額	決算額	差引残
0円	0円	0円

目的

自治会や地域団体からの陳情・要望に対応することで、関連する事務事業の改善を促し、施策に反映させる。

処理方法

処理に当たっては、担当課と連携を取りながら状況・経過などを説明し、市政への理解を得ながら対応する。

受付件数

	自治会	その他団体	合計
平成21年度	18	33	51
平成20年度	4	24	28
平成19年度	4	18	22

主な内容

- ・ 介護保険料等の徴収方法及び医療制度に関する要請
- ・ 図書館運営について
- ・ 大規模マンション建設について
- ・ 新型インフルエンザ対策について
- ・ 市広報誌「市民の広場」のページについて
- ・ 税・社会保障について
- ・ 大阪府有地の取得について
- ・ 地域中小企業者に対する受注機会の増大について
- ・ 豊中市国民健康保険料滞納者への対応是非に関する緊急要請書
- ・ 国民の生活基盤を支える建設労働者の劣悪な賃金・労働条件改善要請書について
- ・ 高齢者の暮らしと健康等に関する要望書
- ・ 陳情書（道路安全柵、道路標識設置）について
- ・ 後期高齢者医療制度即時廃止ならびに最低保障年金創設を求める要請書
- ・ ごみ収集委託事業者について

2-6-12

制度名・施策名

出前講座

開始年度：平成14年度（2002）

予算額	決算額	差引残
60,000 円	35,797 円	24,203 円

決算内容

内訳	予算額	決算額	差引残
消耗品	50,000 円	35,797 円	14,203 円
通信運搬費 (切手代)	10,000 円	0 円	10,000 円

目的

市民の市政に対する理解を深めるとともに、市政への主体的な参加の促進を図ることにより、広報広聴機能を充実させる。

実施内容

地域からの要請に基づき、職員が地域に出向き、担当している事業や制度内容を市民に分かりやすく説明し、市民との対話を通じて事業に対する意見や提案を受ける。

実施概要

- ①対象 おおむね20人以上の市民団体や市民グループ（在勤・在学可）
- ②運営方法 職員の説明 40分～60分
参加者との意見交換（テーマに限定）20分～30分
会場は申込者が用意（市内に限る。個人住宅は不可）
- ③派遣職員 課長級職員（担当課の判断で課長級以外の職員も可）
- ④テーマ 広報広聴課が各課からのテーマを募集し、一覧表にして市民に知らせる（134テーマ）。

実績

○実施団体 130団体、参加者数 4,482人

- ・市民グループ 34回
- ・自治会・管理組合 31回
- ・老人会 20回
- ・校区福祉委員会・公民分館 12回
- ・事業所・法人 18回
- ・小・中学校（職員研修1回含む） 6回
- ・高等学校 6回
- ・保育所 2回
- ・大学 1回

○担当課（回数の多い順上位5課）

- 健康支援室 32回 「体の痛み予防や健康のための運動」ほか
- 市立図書館 21回 「絵本の読み聞かせ」
- 危機管理室 18回 「災害に備える」ほか
- 高齢介護課 12回 「高齢者サービスと介護保険」ほか
- 減量推進課 7回 「ごみの分別とリサイクル・粗大ごみ」ほか

2-6-13

制度名・施策名

施設見学

予算額	決算額	差引残
0円	0円	0円

目的

市民が公共施設を見学することにより、市政に対する理解が深まり、市政への参加を促す。

実施内容

- ① 1 団体20人程度（マイクロバスの定員）。希望する市の施設 1～2か所。午前、午後のいずれかで2～3時間程度。
- ② 年間を通して随時受付。

実績

(1) 年度別実施状況

	平成21年度 (2009)	平成20年度 (2008)	平成19年度 (2007)	平成18年度 (2006)
団体数	8	9	11	18
参加者数	124	166	175	313

(2) 団体別見学回数

団体名	回数
老人会	3
市民グループ	2
小学校（教職員研修）	1
青少年健全育成会	1
マンション管理組合	1

(3) 施設別見学回数（9施設、延べ13回）

施設名	回数	施設名	回数
豊中市伊丹市クリーンランド	4	あゆみ学園	1
原田学校給食センター	2	しいの実学園	1
旧新田小学校	1		
千里文化センター「コラボ」	1		
緑と食品のリサイクルプラザ	1		
すこやかプラザ	1		
障害福祉センターひまわり	1		

2-6-14

制度名・施策名

庁舎見学

予算額	決算額	差引残
0円	0円	0円

目的

小学校3年生が、副読本「ゆたかなゆめあるまち豊中」で学習したことを実際に見聞し、理解を深めるため。

内容

庁舎屋上からの市内眺望と、議場の見学（議場の見学ができない期間には、市庁舎のバリアフリーの説明）。

実績

(1) 年度別実施状況

年度	平成21年度 (2009)	平成20年度 (2008)	平成19年度 (2007)	平成18年度 (2006)
学校数	9	11	15	10
人数	843	1,063	1,500	914

*平成21年度は、市役所敷地内の工事のため、大型バスの駐停車が難しく、バス以外の交通手段で来庁いただける学校の実施となった。

制度名・施策名

パブリックコメント（意見公募）手続

開始年度：平成16年度（2004）

予算額	決算額	差引残
0円	0円	0円

目的

- ①市が策定する政策等に関する市民への説明責任を果たす。
- ②市の政策形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図る。
- ③市政への市民参加を促進する。

根拠要綱

パブリックコメント手続要綱

制度内容

<対象>

次に掲げる条例の制定又は改廃にかかる案の策定

- ①市の基本的な方針又は制度を定める条例
- ②市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項は除く）
- ③市政全体若しくは各行政分野における政策の基本的事項を定める計画、又は方針

<効果>

- ①より多くの人により早い段階で、市が検討している計画案などの内容を知ることができることから、市民のみなさんの意向をより反映した計画づくりが可能になる。
- ②寄せられたご意見に対する市の考え方も公表することから、市政の進め方がより分かりやすくなる。

実績

	実施案件		提出意見	
	担当課	件数	人	件数
21年度	9	9	51	132
20年度	13	13	122	449
19年度	13	16	114	279
18年度	9	11	51	177

<参考>制度の条例化について検討し、平成21年4月1日、「豊中市意見公募手続に関する条例」を公布、6月1日施行

制度名・施策名

市街地図の有料化

開始年度：平成19年度（2007）

予算額	決算額	差引残
903,000円	798,000円	105,000円

21年度決算内容

<主な内訳>

	予算額	決算額	差引残
企画デザイン料	0円	0円	0円
印刷製本費	903,000円	798,000円	105,000円

<21年度販売実績>

@200円×1,433部=286,600円

有料化

<概要>

平成19年12月14日より有料化。1部200円。両出張所、各サービスコーナー、市政情報コーナー、市民相談室、広報広聴課で販売。
※ただし、転入者には無料配布を継続。

<理由>

市街地図は、これまで主に転入者向けに市内の公共施設や市の概要等の情報を提供するために発行してきた。希望者にも無料配布してきたが、希望者は多く、その利用形態も本来の発行目的を超えて多様であり、行政サービスの公平性の観点から、無料の基礎的サービスとして公費による全額負担で発行するのは妥当ではない。また、今後も継続して発行していくためにも、利用者に費用負担を求めるものである。（転入者向け無料配布は、行政サービスの一環として継続）

市街地図の概要

A1判、両面4色カラー、20,000部、8つ折

2-6-15

制度名・施策名

市議会及び市広報番組「かたらいプラザ」のウェブ配信

開始年度：平成20年度（2008）8月

予算額	決算額	差引残
15,890,090 円	14,760,375 円	1,129,715 円

内 訳

(委託料)	予算額	決算額	差引残
広報番組VOD放送	3,819,900 円	3,819,900 円	0 円
議会インターネット中継	6,508,340 円	5,524,050 円	984,290 円
議会VOD放送	5,561,850 円	5,416,425 円	145,425 円

目 的

さまざまな媒体を活用して行政情報を複合的に提供することにより、市民への情報提供のいっそうの充実を図るとともに、市民の利便性の向上にもつなげる。

内 容

現在ケーブルテレビで放映している市広報番組「かたらいプラザ」を、市ホームページ上から視聴できるようにした。また、市議会の様子も、生中継またはVODで市ホームページから見ることができる。

2-6-16

(3) 出前講座

市民の皆さんのご要望に応じて職員が地域に出向き、市の事業や制度についてお話しする出前講座を実施しています。市政への理解や関心を深めていただくとともに、これからのまちづくりについて、市民の皆さんと一緒に考えます。また、子ども（主に小・中学生）や高校生向けにも講座の対象を広げ、案内しています。

平成21年度（2009）は130回実施し、4,482人の参加がありました。

(1) 実施団体

団体名	回数
市民グループ	34
自治会、管理組合	31
老人会	20
校区福祉委員会、公民分館	12
事業所・法人	18
小・中学校（職員研修1回を含む）	6
高等学校	6
保育所	2
大学	1

(2) 担当課・テーマ名・回数（全体分）

担当課	テーマ名	回数
健康支援室	「食育について」「体の痛み予防や健康のための運動」ほか	32
市立図書館	「絵本の読み聞かせについて」	21
危機管理室	「災害に備える」「自主防災組織について」ほか	18
高齢介護課	「高齢者サービスと介護保険」ほか	12
減量推進課	「ごみの分別とリサイクル・粗大ごみについて」	7
豊中人権まちづくりセンター	「こころとからだで感じる人権研修」ほか	6
消費生活課	「悪質商法に気をつけて」	4
予防課（北消防署含む）	「防火対策と住宅用火災警報器について」	4
障害福祉課	「ちゃんと知ろう身近な心の病～心の病のメカニズムと症状」ほか	3
人権教育企画課	「身近な人権教育を考える」	3
都市計画課	「みんなでつくるみんなのまち～地区計画と建築協定について」	3
青少年補導センター	「青少年の健全育成について」	2
環境政策室	「とよなかの環境を考える」	1
環境業務課	「ごみ収集作業の大切さ～収集現場から見た問題点」	1
コミュニティ政策室	「地域コミュニティの活性化について」	1
浄水課	「飲み水のできるまで」	1
スポーツ振興課	「生涯スポーツの振興」	1

千里ニュータウン再生推進課	「千里ニュータウンの今後の土地利用と新たなルールづくり」	1
保 険 資 格 課	「国民健康保険・介護保険・長寿医療保険の制度と保険料について」	1
まちづくり支援課	「まちづくり条例に基づくまちづくり活動の進め方」	1
公園みどり推進課	「自然環境保全について」	1
財 政 課	「豊中市の財政状況」	1
子 育 て 支 援 課	「こどもの虐待の早期発見と予防」	1
男女共同参画推進課	「DV（配偶者・恋人間の暴力）ってどんなこと？」	1
地 域 教 育 振 興 課	「豊中の街道～道行く人々の足跡」	1
地 域 福 祉 課	「一緒に考えよう私たちの地域福祉～地域福祉計画のあらまし～」	1
保 育 課	「保育所ってどんなところ」	1

(3) 小・中学校対象（職員研修1回を除く計5回、404人）

担当課	テーマ名	回数
減 量 推 進 課	「ごみの分別とリサイクル・粗大ごみについて」（中学校）	3
環 境 業 務 課	「ごみ収集作業の大切さ～収集現場から見た問題点」（小学校）	1
公園みどり推進課	「自然環境保全について」（中学校）	1

(4) 高等学校対象（6回、236人）

担当課	テーマ名	回数
市 立 図 書 館	「絵本の読み聞かせについて」	5
人 権 教 育 企 画 課	「身近な人権教育を考える」	1

(5) 大学対象（1回、13人）

担当課	テーマ名	回数
財 政 課	「豊中市の財政状況」	1

(6) 保育所対象（2回、39人）

担当課	テーマ名	回数
減 量 推 進 課	「ごみの分別とリサイクル・粗大ごみについて」	2

< 20年度 >

(3) 出前講座

市民の皆さんのご要望に応じて職員が地域に出向き、市の事業や制度についてお話しする出前講座を実施しています。市政への理解や関心を深めていただくとともに、これからのまちづくりについて、市民の皆さんと一緒に考えます。また、子ども（主に小・中学生）や高校生向けにも講座の対象を広げ、案内しています。

平成20年度（2008）は147回実施し、5,595人の参加がありました。

(1) 実施団体

団体名	回数
市民グループ	43
自治会、管理組合	40
老人会	20
校区福祉委員会、公民分館	20
事業所・法人	14
小・中学校	6
高等学校	3
大学	1

(2) 担当課・テーマ名・回数（全体分）

担当課	テーマ名	回数
危機管理室	「災害に備える」「自主防災組織について」ほか	41
健康づくり推進課	「食育について」「体の痛み予防や健康のための運動」ほか	31
市立図書館	「絵本の読み聞かせについて」	16
減量推進課	「ごみの分別とリサイクル・粗大ごみについて」「リサイクル工作」	10
高齢介護課	「高齢者サービスと介護保険」	6
消費生活課	「悪徳商法に気をつけて」	5
環境政策室	「いますぐできる！地球温暖化対策」	4
保険資格課	「国民健康保険・介護保険の加入手続きと保険料について」	3
救急課	「応急手当講習」「乳幼児及び高齢者のための予防救急講習会」	3
文化芸術・国際室	「地域の国際化について」	2
男女共同参画推進課	「セクシュアル・ハラスメントとは？」「DV（配偶者・恋人間の暴力）ってどんなこと？」	2
障害福祉課	「ちゃんと知ろう 身近な心の病」「障害者福祉の手引き説明会」	2
市民税課	「知っておこう 大切な税金のこと」	2
保険資格課 医療給付課	「長寿（後期高齢者）医療制度について」	2
広報広聴課	「読みやすく楽しい会報の作り方」	1
豊中病院栄養管理課	「こんなときの食事のはなし」	1
都市計画課	「みんなで作るみんなのまち」	1

地域教育振興課	「戦国時代の城郭 原田城北城と南城」	1
千里ニュータウン再生推進課	「千里ニュータウンの今後の土地利用と新たなルールづくり」	1
人権教育企画課	「身近な人権教育を考える」	1
上下水道局水道維持課	「水漏れの見つけ方」	1
上下水道局経営企画課	「そのとき水は！～震災時の水の確保について」	1
予 防 課	「防火対策と住宅用火災警報器について」	1
幼 児 教 育 課	「幼稚園ってどんなところ？～地域に開かれた幼稚園～」	1
まちづくり支援課	「まちの見方・感じ方」	1
豊中人権まちづくりセンター	「かかわるっておもしろい！～コミュニケーション・ワークショップ」	1
情報公開課	「豊中市の情報公開・個人情報保護制度」	1
市街地整備室	「大規模団地の建替えについて」	1
財 政 課	「豊中市の財政状況」	1
建築審査課	「わが家の耐震チェック」	1
クリーンランド業務管理課	「クリーンランドのごみ処理について」	1
健康づくり推進課 保険資格課	「後期高齢者医療制度と特定健診について」	1

(3) 小・中学校対象 (6回、681人)

担当課	テーマ名	回数
減量推進課	「ごみの分別とリサイクル・粗大ごみについて」(中学校)	1
健康づくり推進課	「私たちのからだをつくる食べものはなし」(小学校)	1
環境業務課	「ごみの分別とリサイクル・粗大ごみについて」 (収集作業の大切さ)(小学校)	1
クリーンランド業務管理課	「クリーンランドのごみ処理について」(小学校)	1
危機管理室	「災害に備える」(小学校)	1
男女共同参画推進課	「DV(配偶者・恋人間の暴力)ってどんなこと？」(中学校)	1

(4) 高等学校対象 (3回、168人)

担当課	テーマ名	回数
消費生活課	「悪質商法に気をつけて」	2
健康づくり推進課	「食育について ③成人編」	1

(5) 大学対象 (1回、14人)

担当課	テーマ名	回数
まちづくり支援課	「まちの見方・感じ方」	1

<19年度>

(3) 出前講座

市民の皆さんのご要望に応じて職員が地域に出向き、市の事業や制度についてお話しする出前講座を実施しています。市政への理解や関心を深めていただくとともに、これからのまちづくりについて、市民の皆さんと一緒に考えます。また、子ども（主に小・中学生）や高校生向けにも講座の対象を広げ、案内しています。

平成19年度（2007）は141回実施し、5,598人の参加がありました。

(1) 実施団体

団体名	回数
市民グループ	52
自治会、管理組合	29
老人会	22
校区福祉委員会、公民分館	17
事業所・法人	10
小・中学校	8
高等学校	3

(2) 担当課・テーマ名・回数（全体分）

担当課	テーマ名	回数
健康づくり推進課	「生活習慣病の予防」「体の痛み予防や健康のための運動」ほか	38
危機管理室	「災害に備える」	27
市立図書館	「絵本の読み聞かせについて」	18
消防本部予防課 （北署・南署含む）	「日常に潜む火災の危険」「地震に対する防災知識」ほか	7
市民生活課	「悪質商法に気をつけて」	6
行財政再建対策室	「行財政再建方針」	5
減量推進課	「ごみの分別とリサイクル及び粗大ごみ」	4
消防本部救急課	「応急手当講習」	3
企画調整室	「自治基本条例～自治の基本を考える」	3
高齢介護課	「高齢者サービスと新介護保険」	3
千里ニュータウン再生推進課	「千里中央地区の再整備について」	3
豊中病院栄養管理課	「こんなときの食事の話」	2
人権企画課	「くらしの中の人権問題と豊中市の人権行政」	2
建築審査課	「わが家の耐震チェック」	1
地域教育振興課	「とよなかの文化財探訪」	2
中部環境センター	「収集作業の大切さ」	1
北部環境センター	「収集作業の大切さ」	1
環境政策室	「豊中の公害～大気・水質の状況について」	1

2-6-21

環境業務課	「収集作業の大切さ」	1
スポーツ振興課	「生涯スポーツの振興」	1
情報公開課	「豊中市の情報公開・個人情報保護制度」	1
消防本部指令情報課	「119番通報の方法」	1
人権教育企画課	「身近な人権教育を考える」	1
男女共同参画推進課	「セクシュアル・ハラスメントとは」	1
市民税課	「市・府民税はどう変わる」	1
地域福祉課	「一緒に考えよう、私たちの地域福祉」	1
水道局浄水課	「飲み水のできるまで」	1
環境政策室・開発審査課共催	「景観協定について」	1
障害福祉課	「ちゃんと知ろう、身近な心の病」	1
会計室	「市の会計について」	1
道路管理課	「地理情報システム (GIS) の利用・活用」	1

(2) 小・中学校対象 (8回、941人)

担当課	テーマ名	回数
危機管理室	「災害に備える」(中学校)	1
男女共同参画推進課	「セクシュアル・ハラスメントとは」(中学校)	1
環境政策室	「豊中の公害～大気・水質の状況について」(小学校)	1
減量推進課	「ごみの分別とリサイクル及び粗大ごみ」(中学校)	1
環境業務課	「収集作業の大切さ」(小学校)	1
北部環境センター	「収集作業の大切さ」(小学校)	1
中部環境センター	「収集作業の大切さ」(小学校)	1
健康づくり推進課	「私たちのからだをつくる食べものはなし」(小学校)	1

(3) 高等学校対象 (3回、66人)

担当課	テーマ名	回数
企画調整室	「自治基本条例について」	1
市民生活課	「悪質商法に気をつけて」	1
道路管理課	「地理情報システムの利活用について」	1

平成22年度

あなたの、
みんなのご注文
職員が出前で
お届けします。



市民の皆さんのご要望に応じて職員が出向き、
市の事業や制度についてお話しします。
市政への理解や関心を深めていただくとともに、
これからのまちづくりについて、
市民の皆さんと一緒にご考えます。

身近な問題や興味のあるテーマを、
次ページの講座メニューから選びご注文ください。



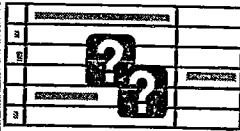
豊中市総務部広報広聴課

2-6-23

豊中市出前講座のご注文について

講座テーマ

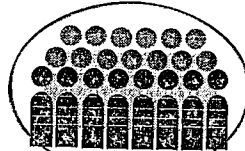
講座メニューからお選びください。



☆テーマ一覧表にないものでもご相談に応じます。
(*)は、小・中学生対象にも開催することができます。詳しくは、広報広聴課までお問合せください。

申込みができる方

市内在住、在勤、在学のおおむね20人程度の団体・グループでお申込みください。



申込み方法

①テーマ一覧からテーマを選ぶ



②開催希望日時・連絡先を、おおむね1か月前までに、広報広聴課へ電話または、FAXで連絡

(市ホームページからメールでお知らせいただくこともできます)



③広報広聴課がテーマ担当課と日程等を調整



④広報広聴課から申込者へ連絡



⑤出前講座実施



講座の開催日時・所要時間

講座の開催日時は、広報広聴課で調整しますので、ご希望の日時をお知らせください。

1テーマ1時間30分ほどの内容になっています。

職員からの説明の後、テーマに関する質疑応答や意見交換を行います。



講師派遣料・会場

講師派遣料は無料ですが、会場の手配や準備、会場借上げの費用につきましては、市民の皆さんでお願いします。市内に限ります。個人住宅はお断りします。



お願い

出前講座は市民の皆さんに、職員が市の事業や制度を説明し、住みやすい豊中のまちづくりをともに考え、ご意見をいただく機会です。苦情や要望をお伺いする制度ではありません。

政治、宗教または営利活動を目的とする場合やその恐れがある場合、また、出前講座の趣旨に反すると認められるときは、お断りすることがあります。

お申込み・お問合せ先

豊中市総務部 広報広聴課

電話 06-6858-2029

FAX 06-6842-2810

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号

<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

2-6-28

豊中市出前講座テーマ一覧

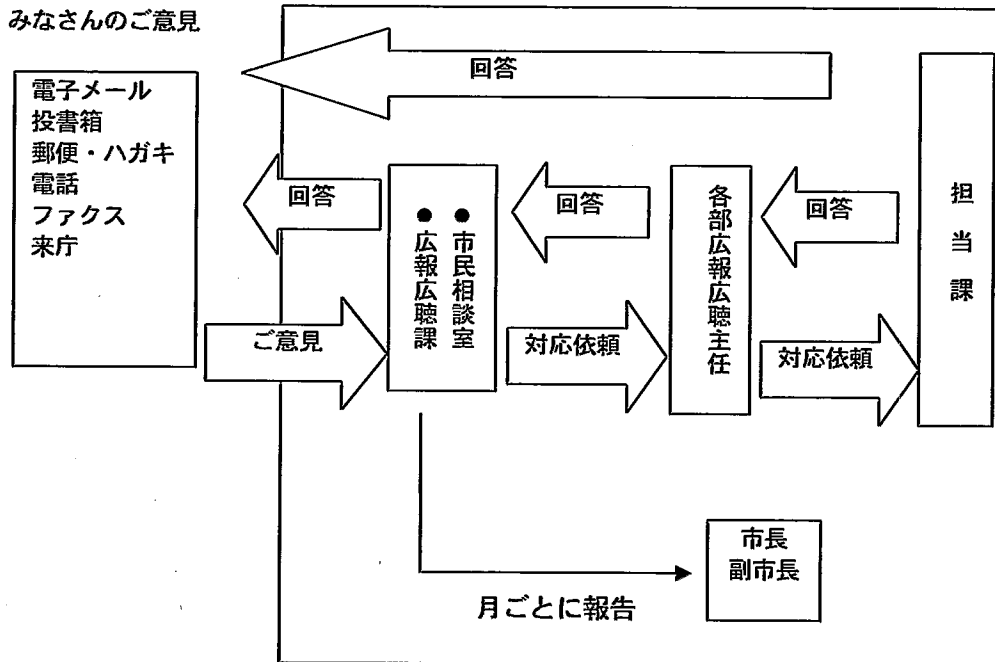
(*)は、小・中学生対象にも開催することができます。詳しくはお問い合わせください。

福祉・健康・保険			豊中市出前講座テーマ一覧					
1	一緒に考えよう 私たちの地域福祉～地域福祉計画のあらし～	地域福祉課 注1	47	まち美化活動協定～捨てないひとづくり、捨てにくい地域づくり(*)	美化推進課	93	保育所ってどんなところ? (*)	保育課
2	ちゃんと知ろう 身近な心の病～心の病のメカニズムと症状(*)	障害福祉課	48	収集作業の大切さ～収集現場から見た問題点(*)	中部・南部・北部 環境センター	94	豊中市人権保育基本方針について(*)	保育課
3	知ってください ころもに病を持つ人たちのことを(*)	障害福祉課	49	クリーンランドのごみ処理について～♫♪♪クリーンランドお出かけ隊(*)	クリーンランド業務管理課	95	幼稚園ってどんなところ?	幼児教育課
4	身体障害の理解と支援について(*)	障害福祉課	50	クリーンランドの余熱利用について(*)	クリーンランド保全操作課	96	幼稚園の保護者補助金について	幼児教育課
5	知的障害の理解と支援について(*)	障害福祉課	51	新しいごみ処理施設について～「森の中の再生工場」を目指して	クリーンランド新炉建設課	97	開かれた学校づくり	義務教育課
6	軽度発達障害の理解と支援について(*)	障害福祉課	地域づくり・まちづくり			98	学校給食と子どもの食生活「おいしく食べて、元気に学ぼう」(*)	学校給食課 注5
7	安全・快適な車イスの操作(介助)や乗り移りの介助について(*)	障害福祉課	52	緑化の推進について(*)	公園みどり推進課	99	青少年の健全育成について(*)	青少年指導センター
8	子どもの心とからだの健康づくり	健康支援室 注2	53	自然環境保全と堆肥「とよびー」について(*)	公園みどり推進課	100	不登校問題について	少年文化館
9	体の痛み予防や健康のための運動	健康支援室 注2	54	豊中市における地理情報システム(GIS)の利用・活用(*)	道路管理課	防災・安全		
10	生活習慣病の予防 ①全体編 ②食事編	健康支援室 注2	55	交通バリアフリーについて(*)	道路建設課	101	災害に備える(*)	危機管理室 注6
11	歯からはじめる健康づくり ①一般対象 ②親子対象 ③妊婦対象	健康支援室 注2	56	豊中の都市計画について	都市計画課	102	自主防災組織について	危機管理室
12	乳幼児の食事	健康支援室 注2	57	みんなでつくるみんなのまち～「地区計画」と「建築協定」について(*)	都市計画課	103	防火対策と住宅用防災機器について(*)	予防課
13	食育について ①乳幼児編 ②小中学生編 ③成人編 ④高齢者編	健康支援室 注2	58	大規模団地の建替えについて	市街地整備室	104	119番通報の方法(*)	指令情報課
14	乳幼児の事故防止のポイント	健康支援室 注2	59	我が家の耐震チェック(*)	建築審査課 注3	105	乳幼児及び高齢者のための予防救急講習会	救急課
15	乳児の体の発達について	健康支援室 注2	60	中高層建築物の紛争の調整に関する条例について	中高層建築調整室	106	応急手当講習(*)	救急課 注7
16	私たちのからだをつくる食べものはなし(*)	健康支援室 注2	61	千里中央地区の再整備について	千里ニュータウン再生推進課	107	特殊災害への備え～NBC災害など	警防課
17	介護のコツと介護体験	健康支援室 注2	62	千里ニュータウンの今後の土地利用と新たなルールづくり	千里ニュータウン再生推進課	108	知っておきたい 家具転倒防止方法	コミュニティ政策室
18	介護予防のためのお口の話	健康支援室 注2	63	まちの見方・感じ方(*)	まちづくり支援課	109	やっておきたい 家屋内バリアフリー	コミュニティ政策室
19	介護予防のための運動について	健康支援室 注2	64	まちづくり条例に基づくまちづくり活動の進め方	まちづくり支援課	文化・スポーツ		
20	介護予防のための食事	健康支援室 注2	65	地域の課題解決に取り組む市民公益活動ってなあに?	コミュニティ政策室	110	とよなかの文化財探訪(*)	地域教育振興課
21	介護予防について(全般)	健康支援室 注2	66	地域コミュニティを活性化するために～他の地域はどんな活動をしているの?	コミュニティ政策室	111	弥生時代のとよなか～新免ムラを中心に～(*)	地域教育振興課
22	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の制度と保険料について	保険資格課	67	楽しいご近所付き合いのために～井戸端会議(ラウンドテーブル)体験～	コミュニティ政策室	112	考古学のものさし～豊中の須恵器生産と年代研究～(*)	地域教育振興課
23	高齢者サービスと介護保険(*)	高齢介護課	人権・国際化			113	猪名川の水辺～古代・中世の瀬戸内水運と豊中～(*)	地域教育振興課
年金・税・消費生活			68	くらしの中の人権問題と豊中市の人権行政	人権企画課	114	中世に生きた人々～垂水西牧瀬原郷の発掘調査から～	地域教育振興課
24	国民年金制度のあらし(*)	市民課	69	くらしの中の同和問題と豊中市の同和行政	人権企画課	115	戦国時代の城郭～原田城北城と南城～(*)	地域教育振興課
25	知っておこう 大切な税金のこと(*)	市民税課	70	あそびは学び～なまづくりのいろはのい!～(*)	豊中人権まちづくりセンター 注4	116	お墓が語る中世豊中のイェと社会	地域教育振興課
26	市・府民税(住民税)について(*)	市民税課	71	かかわるっておもしろい!～コミュニケーション・ワークショップ(*)	豊中人権まちづくりセンター 注4	117	発掘調査から見たむかしの暮らし(*)	地域教育振興課
27	固定資産税～土地・家屋の評価と課税のしくみ(*)	固定資産税課	72	ころもがあたまる 学びの空間づくり(*)	豊中人権まちづくりセンター 注4	118	あなたも考古学者～発掘調査のABC～(*)	地域教育振興課
28	悪質商法に気をつけて(*)	消費生活課	73	ころもからだで感じる人権研修(*)	豊中人権まちづくりセンター 注4	119	縄文の狩人～森と海にささえられた豊かな生活～(*)	地域教育振興課
29	暮らしを支える「はかり」について(*)	地域経済振興室	74	おもいきりあそんで なまづくり!～遊びの達人を出前します!～(*)	豊中人権まちづくりセンター 注4	120	福作がはじまるころ(*)	地域教育振興課
30	豊中市の産業の特徴について(*)	地域経済振興室	75	ハツとしてGood! 大切なもの見つかるかも!～まずはやってみよう!～(*)	豊中人権まちづくりセンター 注4	121	弥生から古墳へ～古墳出現前後の豊中～(*)	地域教育振興課
水・環境・ごみ			76	チーム力をパワーアップ!～チームワークで大切なことってなんだ?～(*)	豊中人権まちづくりセンター 注4	122	豪族の時代～倭の五王と桜塚古墳群～(*)	地域教育振興課
31	下水道の役割・仕組み及び事業展開について	上下水道局下水道建設課	77	人権総合学習～自己肯定感(セルフエスティム)を育む関わり(*)	豊中人権まちづくりセンター 注4	123	古代の土器づくり～粟・薬落・墓～(*)	地域教育振興課
32	そのとき水は!～震災時の水の確保について(*)	上下水道局経営企画課	78	人権総合学習のポイントとおもしろ活動レシピ!～(*)	豊中人権まちづくりセンター 注4	124	陶棺に葬られた人々(*)	地域教育振興課
33	飲み水のできるまで(*)	上下水道局浄水課	79	あなたも 子どもも ころもこり親子人権講座(*)	豊中人権まちづくりセンター 注4	125	豊中の街道～道往く人々の足跡～(*)	地域教育振興課
34	受水槽式給水から直結式給水へ(*)	上下水道局給排水課	80	子どもたちの未来を輝かせるための はじめの一步(人権講座)(*)	豊中人権まちづくりセンター 注4	126	豊中の近代化～住宅都市のルーツを探る～(*)	地域教育振興課
35	そ族昆虫対策業務について(*)	水路課	81	あなたと創る人権文化のまちづくり～5つのPでやってみよう!!～(*)	豊中人権まちづくりセンター 注4	127	公民館活動について	中央公民館
36	とよなかの環境を考える(*)	環境政策室	82	身近な人権教育を考える	人権教育企画課	128	図書館の便利な活用法(*)	岡町図書館
37	豊中の公害～大気・水質の状況について(*)	環境政策室	83	男女共同参画社会の実現をめざした豊中市の取組み(*)	男女共同参画推進課	129	絵本の読み聞かせについて(*)	岡町図書館
38	エコモビリティ(環境にやさしい交通)のすすめ(*)	環境政策室	84	男女雇用機会均等法について	男女共同参画推進課	130	生涯スポーツの振興(*)	スポーツ振興課
39	環境配慮指針について	環境政策室	85	セクシュアル・ハラスメントとは?	男女共同参画推進課	市政のしくみ		
40	いますぐできる! 地球温暖化対策(*)	環境政策室	86	DV(配偶者・恋人間の暴力)ってどんなこと?	男女共同参画推進課 注3	131	一緒に豊中市の行財政改革について考えましょう!～(*)	行財政再建対策室
41	景観形成協定について	環境政策室	87	地域の国際化について	文化芸術・国際室 注3	132	総合計画～人と地域を世界と未来につなぐまちづくり(*)	企画調整室
			教育・子育て			133	自治基本条例～みんなで育てる豊中の自治(*)	企画調整室
42	ごみの分別とリサイクル・粗大ごみについて(*)	減量推進課	88	次世代育成支援行動計画 子ども未来プランとよなか後期計画(*)	子育て支援課	134	中核市移行に向けて～豊中独自の自治の確立をめざして(*)	企画調整室
43	とよなかへらそーや33プラン～第二次豊中市ごみ減量計画	減量推進課	89	子育て・子育て支援と情報提供(*)	子育て支援課	135	情報セキュリティ(*)	情報政策室
44	美化推進重点地区～ポイ捨てをなくそう～(*)	美化推進課	90	こどもの虐待の早期発見と予防(*)	子育て支援課	136	豊中市の情報公開・個人情報保護制度(*)	情報公開課
45	アダプトシステム事業について～みんなでまちをきれいに～(*)	美化推進課	91	放課後子どもクラブってどんなところ?(*)	子育て支援課	137	豊中市の財政状況	財政課
46	とよなか美はり番～住民団体等による違法屋外広告物の除去(*)	美化推進課	92	就学奨励制度	学務課	138	市議会の役割としくみについて(*)	市議会事務局議事課
注1 高校生以上が対象です。注2 講座番号8～21については、専門職員を派遣するため、乗務の都合上、土・日祝日の開催ご希望に添えない場合があります。注3 中学生以上が対象です。注4 この他にもあそびや学び、コミュニケーションに関する内容をご用意しています。詳しくはお問合せください。注5 土・日祝日の開催ご希望に添えない場合があります。注6 地震・水害対策などに関する内容をご用意しています。詳しくは、お問合せください。注7 受講者には、普通・上級救命講習の修了証を発行できる場合があります(中学生以上)。講座の内容はご相談ください。								
注1 高校生以上が対象です。注2 講座番号8～21については、専門職員を派遣するため、乗務の都合上、土・日祝日の開催ご希望に添えない場合があります。注3 中学生以上が対象です。注4 この他にもあそびや学び、コミュニケーションに関する内容をご用意しています。詳しくはお問合せください。注5 土・日祝日の開催ご希望に添えない場合があります。注6 地震・水害対策などに関する内容をご用意しています。詳しくは、お問合せください。注7 受講者には、普通・上級救命講習の修了証を発行できる場合があります(中学生以上)。講座の内容はご相談ください。								

(1) 市民の声

○「市民の声」の流れ

いただいたご意見は、広報広聴課から各部広報広聴主任を通じて各担当課へ伝え、市の考え方などをご本人に回答します。



※広報広聴主任制度

市では、市民の皆さんからいただいた意見や要望を各担当課へ迅速かつ的確に伝え、また各部局からの情報をきめ細かく発信するために、各部に広報広聴主任を1人、各課に広報広聴委員を配置し、広報広聴機能の充実を図っています。

○「市民の声」の内訳

平成21年度(2009)の受付件数は689件です。分野別では、「健康・福祉・医療」のほか、「環境・ごみ・公園」「道路・交通」が多くなっています。

実現・実施が難しいケースについても、要望者にご理解いただけるよう十分な説明を心がけています。

(1) 利用媒体・居住地域別

	投書(ファクス含)	メール	電話	郵送	面談等	合計
ニュータウン	21	12	3	2	0	38
北 部	18	34	3	4	5	64
東 部	11	30	2	4	1	48
中 部	47	61	3	4	8	123
西 部	27	20	3	13	5	68
南 部	10	20	2	2	2	36
市 外	4	29	0	2	1	36
不 明	91	112	42	22	9	276
合 計	229	318	58	53	31	689

[注] 上記以外に、各種制度の概要や手続などに関する質問メールが213件ありました。

(2) 分野・居住地域別

	ニュー タウン	北部	東部	中部	西部	南部	市外	不明	合計
戸籍・住民票など	1	2	1	6	1	1	0	12	24
保険・年金・税	3	9	4	7	1	2	2	22	50
健康・福祉・医療	3	9	7	12	13	6	14	52	116
教育・子育て	5	9	7	18	7	5	3	18	72
環境・ごみ・公園	6	10	10	12	14	6	2	37	97
道路・交通	5	7	3	12	9	5	4	34	79
住宅・まちづくり・上下水道	9	5	3	22	7	6	7	24	83
人権・生涯学習・スポーツ	4	7	5	11	5	3	2	24	61
市庁舎設備	2	3	3	5	1	0	0	20	34
その他	0	3	5	18	10	2	2	33	73
合計	38	64	48	123	68	36	36	276	689

(3) 分野・対応別

	実現・実施	説明・対応など	供覧	合計
戸籍・住民票など	0	12	12	24
保険・年金・税	1	31	18	50
健康・福祉・医療	1	68	47	116
教育・子育て	0	59	13	72
環境・ごみ・公園	3	76	18	97
道路・交通	3	50	26	79
住宅・まちづくり・上下水道	0	54	29	83
人権・生涯学習・スポーツ	1	45	15	61
市庁舎設備	0	14	20	34
その他	0	45	28	73
合計	9	454	226	689

(4) 経年比較

	投書(ファ クス含)	メール	電話	郵送	面談等	合計
平成21年度 (2009)	229	318	58	53	31	689
平成20年度 (2008)	293	280	46	40	39	698
平成19年度 (2007)	253	360	99	25	55	792
平成18年度 (2006)	253	472	120	52	52	949
平成17年度 (2005)	263	494	103	48	52	960

(5) 部局別件数等
 以下では、主なものを例示しています。

行財政再建対策室 2件	
・市役所の開庁時間・土日開庁について	2件
危機管理室 2件	
・市政に対する提言などの対策要綱について	1件
・幼児からの防災啓発について	1件
総務部 99件	
・市役所の設備（空調・トイレ・駐車場など）について	24件
・市職員の給与・手当や採用条件について	11件
・豊中の広報（広報誌・ホームページなど）について	10件
・新型インフルエンザの情報提供などの対策について	9件
・職員の対応・モラルについて（職員全般）	7件
・公共施設での化学物質の使用について	4件
・個人間のトラブルなど民事に関すること	3件
・その他	
人権文化部 13件	
・市民会館・ホール（施設・対応）について	4件
・国際交流協会について	2件
・外国人参政権について	2件
・その他	
政策企画部 8件	
・まちづくりについて	3件
・その他	
環境部 83件	
・公園の管理等（整備・遊具・衛生面等）について	24件
・ごみの分別・収集、リサイクルについて	20件
・大気汚染・騒音について（野焼き、排煙を含む）	13件
・まちの美化について（空家の管理、ポイ捨て、犬糞を含む）	9件
・カラス対策について	5件
・その他	
財務部 17件	
・職員の対応について（電話不通も含む）	7件
・市税の金額について	4件
・クレジットカード納付について	2件
・その他	
市民生活部 51件	
・職員の勤務態度・対応に関すること（賛否両方）	16件
・届出・証明書類の発行手続について（待ち時間、手数料を含む）	12件
・千里文化センターについて（設備など）	7件
・定額給付金について	4件

- ・地域通貨について 2件
- ・その他

健康福祉部 109件

- ・職員の勤務態度・対応に関すること（賛否両方） 40件
- ・国民健康保険・介護保険について（保険料を含む） 14件
- ・高齢者施策について 9件
- ・生活保護について 8件
- ・障害者施策について 7件
- ・歩きタバコ・喫煙について 6件
- ・市民健康診断・予防接種について 6件
- ・新型インフルエンザワクチン・対策について 4件
- ・その他

こども未来部 37件

- ・保育所の入所、運営、安全管理、保育料について 18件
- ・子育て支援策（児童手当・児童扶養手当）について 10件
- ・放課後こどもクラブについて 3件
- ・その他

まちづくり推進部 46件

- ・伊丹空港廃止について（賛否両方） 25件
- ・マンション建築などの開発許可について 8件
- ・市営住宅について（管理運営・窓口対応など） 6件
- ・その他

土木部 74件

- ・違法駐輪、放置自転車・バイクの撤去について 16件
- ・道路の修繕（ごみの撤去含む）について 16件
- ・交通安全対策に関すること 10件
- ・道路・歩道の占拠等に関すること（ホームレスの対応含む） 6件
- ・街路灯・カーブミラーの設置や整備について 6件
- ・歩道の整備について 4件
- ・その他

会計室 1件

- ・市役所のATMについて 1件

豊中病院 20件

- ・医師・看護師・職員の勤務態度・対応に関すること（賛否両方） 7件
- ・病院の設備管理について（草刈・工事騒音を含む） 7件
- ・診療内容について 4件
- ・その他

上下水道局 27件

- ・水道料金について 9件
- ・水道工事について 7件
- ・職員について（水道メーター検診員含む） 6件
- ・その他

消防本部 2件

- ・救急隊の対応について 2件

教育総務室 16件

- ・学校施設について 6件
- ・中学校給食について 5件
- ・その他

学校教育室 19件

- ・学力テストの結果公表について 4件
- ・学校教育について 2件
- ・クラブ活動について 2件
- ・教職員の通勤について 2件
- ・その他

生涯学習推進室 39件

- ・図書館の設備・利用方法について 18件
- ・体育館・テニスコート・プール等体育施設について 7件
- ・図書館職員の対応について 5件
- ・スポーツ施設職員の対応について 3件
- ・その他

選挙管理委員会事務局 3件

- ・期日前投票について 2件
- ・選挙事務について 1件

市議会事務局 2件

- ・市議会議員の定数について 1件
- ・その他

クリーンランド 2件

- ・焼却灰の有効利用について 1件
- ・その他

他官庁 17件

(大阪府池田土木事務所・豊中警察署・豊中保健所・兵庫県宝塚土木事務所ほか)

豊中市意見公募手続に関する条例の概要

(1) 目的 (第1条関係)

意見公募手続に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画を促進するとともに、計画等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民自治の進展に寄与することを目的としています。

(2) 意見公募手続の対象となる計画等 (第2条第6号関係)

意見公募手続の対象となるのは次のものです。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画、方針等又は個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画、方針等
(総合計画基本構想・基本計画、
総合計画を各個別行政分野で補完し具体化する分野別計画 など)
- (2) 次の条例及び規則 (以下「条例等」という。)
 - ア 市の基本的な制度を定める条例等
 - イ 市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする条例等
- (3) 市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする法令等に基づき審査基準及び処分基準
- (4) 行政指導指針

※傍線部分 (規則、審査基準、処分基準、行政指導指針) は、これまでのパブリックコメント手続要綱は対象にしておらず、新たに対象に加えるものです。

※上記のもの以外のものであっても、実施機関が特に必要と認めるものについては、意見公募手続を実施することができることとしています。(第11条関係)

(3) 意見公募手続の対象外となる計画等 (第3条及び第4条第4項関係)

次に掲げる計画等は、意見公募手続を実施しないこととします。

- 地方自治法第74条第1項の直接請求により議会に付議する条例
- 市税の賦課徴収又は手数料等の金銭の徴収に関する条例等、審査基準及び処分基準
- 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令等の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされるもの以外のもの

- 公益上、緊急に計画等を定める必要があるとき。
- 他の実施機関が意見公募手続を実施して定めた計画等と実質的に同一の計画等を定めようとするとき。
- 国若しくは大阪府の政策又は他の法令等の規定により意見公募手続等に準じた手続を実施して定めたものと実質的に同一の内容を定める必要があるとき。
- 他の法令等の規定により意見公募手続等に準じた手続を実施することとされている計画等を定めようとするとき。
- 根拠となる法令等の規定の削除に伴い当然必要とされる計画等の廃止
- 法令等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の軽微な変更

(4) 手続の流れ (第4条第1～3項、第6条、第8条、第9条関係)

① 実施機関が計画等の案を公表する (第4条第1項)

※意見提出期間は原則3週間以上とします。(第4条第3項)

※実施機関は意見公募手続の実施を事前に予告するよう努めます。(第6条)

意見の提出

○意見を提出できる人 (第2条第3号)

- ア 市の区域内に住所を有する者
- イ 市の区域内に事務所等を有する法人等
- ウ 市の区域内に存する事務所等に勤務する者
- エ 市の区域内に存する学校に在学する者
- オ 市税の納税義務者
- カ その他、当該計画等に利害関係を有するもの

※実施機関は提出された意見を考慮して計画等を定めます。(第8条)

② 意見公募手続の結果の公表 (第9条第1項)

○公表する内容

- (1) 計画等の題名
- (2) 計画等の案の公表の日
- (3) 提出意見 (提出意見がなかった場合はその旨) 又はその概要
- (4) 提出意見を考慮した結果とその理由
(意見公募手続を実施した計画等の案と定めた計画等との差異を含む。)

※市長は、毎年度1回、この条例の運用状況を取りまとめ公表します。(第12条)

平成16年度パブリックコメント手続

①概要

市の政策形成過程の公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市政への市民等の参加を促進し、もっていっそう開かれた市政の推進に寄与することをめざす。「計画の策定」や「権利義務関係に影響を及ぼす条例の制定」などの意思決定の前に市民に公表し、意見を募集する。市民からの意見は、採択・不採択とも理由を付して公表する。

平成16年度(2004)実施案件14件

○内容別(計画案11件、条例案骨子3件) ○該当条項別(第3条によるもの9件、第9条によるもの5件)

②一覧

NO	案件	募集期間	担当課	意見提出者数及び提出方法 単位(人)					意見提出者の内訳 単位(人)						意見提出件数 単位(件)	該当条項		
				郵便	ファクス	メール	持参	その他	市民	法人	在勤	在学	納税義務者	利害関係者				
1	電子自治体実現に向けてのアクションプラン(案)	7月20日(火)~8月10日(火)	情報政策課	2	0	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2	第9条
2	個人情報保護条例改正の検討(案)について	8月10日(火)~8月30日(月)	情報公開課	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3	第3条
3	行財政再建指針(案)	9月17日(金)~10月7日(木)	行財政再建対策室	22	1	2	10	9	0	22	16	3	3	0	0	0	121	第3条
4	環境基本計画の中間見直し案	10月4日(月)~10月25日	豊中市環境審議会(事務局:環境政策課)	6	0	4	1	1	0	6	5	0	0	0	0	1	26	第3条
5	環境保全条例の検討骨子(案)	10月4日(月)~10月25日(月)	豊中市環境審議会(事務局:環境政策課)	13	0	4	1	4	4	13	10	3	0	0	0	0	67	第3条
6	(仮称)人権保育基本方針(案)	11月10日(水)~11月30日(火)	保育課	3	0	0	3	0	0	3	3	0	0	0	0	0	10	第3条
7	美しいまちづくり推進のための条例(仮称)の骨子(案)	12月1日(水)~12月20日(月)	美化推進課	18	10	4	3	1	0	17	12	3	2	0	0	0	69	第3条
8	人権教育推進プラン(案)	12月10日(金)~平成17年1月7日(金)	人権教育企画課	2	0	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	4	第3条
9	外国人市民会議設置検討(案)	12月13日(月)~1月7日(金)	文化・芸術国際課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第9条
10	子ども読書活動推進計画(素案)	1月18日(火)~2月7日(月)	子ども読書活動推進計画策定委員会(事務局:岡町図書館)	30	0	22	3	5	0	30	22	2	6	0	0	0	113	第3条
11	次世代育成支援対策推進行動計画(素案)	1月21日(金)~2月10日(木)	子育て支援課	20	0	9	8	1	2	20	18	0	2	0	0	0	82	第3条
12	旧市立豊中病院跡地利用事業プロポーザル事業者募集要項(案)骨子	2月1日(火)~2月20日(日)	企画調整室	20	14	3	2	0	1	20	17	2	1	0	0	0	33	第9条
13	(仮称)文化芸術センター基本計画(案)	2月8日(火)~2月28日(月)	文化芸術・国際課	5	0	0	3	2	0	5	4	1	0	0	0	0	27	第9条
14	指定管理者制度導入に関する指針(案)	3月29日(火)~4月18日(月)	行財政再建対策室	5	0	0	3	2	0	5	5	0	0	0	0	0	15	第9条
合計				147	25	48	42	25	7	146	117	14	14	0	0	1	572	

※該当条項欄の「第3条」は、パブリックコメント手続要綱第3条により、パブリックコメント手続の実施を義務づけている計画・条例等。「第9条」は、実施は義務づけられていないものの、広く市民等の意見を反映させるため、同要綱第9条に基づき担当課の判断によりパブリックコメント手続を行ったもの。

※NO.7では、意見提出者に匿名1人が含まれるため(その匿名者の意見も取り入れたため)、意見提出者の内訳と一致しない。

2-6-33

2-6-33

平成17年度パブリックコメント手続

(1)概要

実施案件8件

○内容別 計画案6件、条例案骨子2件

○該当条項別 第3条によるもの5件、
第9条によるもの3件

(2)一覧

NO	案件	募集期間	担当課	意見提出者数及び提出方法 単位						意見提出者の内訳 単位(人)						意見提出件数 単位 (件)	該当条項	
				郵便	ファクス	メール	持参	その他	市民	法人	在勤	在学	納税義務者	利害関係者				
1	男女共同参画審議会答申案	10月8日(土)～ 10月27日(木)	男女共同参画審議会(事務局:男女共同参画推進課)	7	0	2	5	0	0	7	3	1	3	0	0	0	22	第3条
2	消費者保護関係条例見直し案	11月3日(祝)～ 11月22日(火)	生活情報センターくらしかん	10	0	1	1	8	0	10	7	0	3	0	0	0	28	第3条
3	(仮称)文化芸術振興条例骨子案	12月7日(水)～ 12月26日(月)	(仮称)豊中市文化芸術振興条例策定検討会議(事務局:文化芸術・国際課)	4	0	1	1	2	0	4	2	1	1	0	0	0	27	第3条
4	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)(素案)	12月22日(木)～平成 18年1月12日(木)	介護保険事業運営委員会(事務局:介護相談課)	5	2	1	0	2	0	5	1	3	1	0	0	0	69	第3条
5	第三次障害者長期計画(素案)	12月21日(水)～平成 18年1月13日(金)	障害福祉課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第3条
6	粗大ごみ有料化の基本的な考え方	平成18年1月4日(水) ～1月24日(火)	減量推進課	2	0	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2	第9条
7	健康とよなか21中間評価報告書(案)	平成18年2月10日 (金)～3月2日(木)	健康づくり推進課	20	2	4	3	11	0	20	4	5	10	0	0	1	38	第9条
8	桃山台地区交通バリアフリー基本構想(案)	平成18年2月24日 (金)～3月10日(金)	土木下水道建設課	7	1	3	2	1	0	7	7	0	0	0	0	0	12	第9条
	合計			55	5	12	14	24	0	55	26	10	18	0	0	1	198	

[注]該当条項欄の「第3条」は、パブリックコメント手続要綱第3条により、パブリックコメント手続の実施を義務づけている計画・条例等であることを示しています。
同じく「第9条」は、実施は義務づけられていないものの、広く市民等の意見を反映させるため、同要綱第9条に基づき担当課の判断によりパブリックコメント手続を行ったものです。

2-6-34

平成18年度パブリックコメント手続

(1)概要

実施案件11件

○内容別 計画案8件、条例案骨子3件

○該当条項別 第3条によるもの9件、
第9条によるもの2件

(2)一覧

NO	案件	募集期間	担当課	意見提出者数及び提出方法 単位					意見提出者の内訳 単位(人)						意見提出件数 単位 (件)	該当条項		
				郵便	ファクス	メール	持参	その他	市民	法人	在勤	在学	納税義務者	利害関係者				
1	(仮称)自治基本条例骨子案	7月5日(水)～ 7月24日(月)	企画調整室	13	1	1	7	4	0	13	13	0	0	0	0	0	96	第3条
2	交通バリアフリー基本構想(案)	7月10日(月)～ 7月31日(月)	土木下水道建設課	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	第3条
3	豊中市国民保護計画(概案)	10月24日(火)～ 11月13日(月)	危機管理室	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5	第3条
4	住宅地下室の容積率緩和措置に伴う地盤面の設定方法についての条例改正案	12月1日(金)～ 12月22日(金)	審査課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第3条
5	健康福祉サービスに係る苦情処理の制度(案)	12月6日(水)～ 12月25日(月)	地域福祉課	2	0	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	4	第9条
6	一般廃棄物処理基本計画とごみ減量計画の見直し案	平成19年1月4日 (木)～1月24日 (水)	減量推進課	2	0	1	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	9	第3条
7	(仮称)自治基本条例案	平成19年1月5日 (金)～1月24日 (木)	企画調整室	15	0	2	3	2	8	15	14	1	0	0	0	0	40	第3条
8	第一期障害福祉計画案	2月5日(月)～ 2月26日(月)	障害福祉課	2	1	0	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	3	第3条
9	地域福祉計画の中間見直し案	2月7日(水)～ 2月26日(月)	地域福祉課	4	0	1	0	3	0	4	4	0	0	0	0	0	4	第3条
10	「健やか親子21とよなか～豊中市母子保健計画Ⅱ」中間評価報告書案	2月26日(月)～ 3月19日(月)	健康づくり推進課	8	1	4	2	1	0	8	3	3	2	0	0	0	12	第3条
11	水道料金制度のあり方に関する答申案	3月15日(木)～4月 3日(火)	水道局経営企画課	3	0	0	3	0	0	3	2	0	0	0	1	0	3	第9条
	合計			51	3	9	21	10	8	51	44	4	2	0	1	0	177	

[注1]該当条項欄の「第3条」は、パブリックコメント手続要綱第3条により、パブリックコメント手続の実施を義務づけている計画・条例等であることを示しています。
同じく「第9条」は、実施は義務づけられていないものの、広く市民等の意見を反映させるため、同要綱第9条に基づき担当課の判断によりパブリックコメント手続を行ったものです。

2-6-35

平成19年度パブリックコメント手続

(1)概要

実施案件16件

○内容別 計画案12件、条例案骨子3件、その他1件、

○該当条項別 第3条によるもの13件、
第9条によるもの3件

(2)一覧

NO	案件	募集期間	担当課	意見提出者数及び提出方法 単位(人)						意見提出者の内訳 単位(人)						意見提出件数 単位 (件)	該当条項 [注1]	
				郵便	ファクス	メール	持参	その他	市民	法人	在勤	在学	納税義務者	利害関係者				
1	第2次豊中市情報化アクションプラン	7月5日(木)～ 7月25日(水)	情報政策室	7	0	0	7	0	0	7	3	0	3	0	0	1	15	第3条
2	新・豊中市行財政改革大綱(案)	7月11日(水)～ 7月30日(月)	行財政再建対策室	7	0	1	6	0	0	7	2	5	0	0	0	0	33	第3条
3	豊中市地球温暖化防止推進地域計画(案)	9月7日(金)～ 9月26日(水)	環境政策室	5	1	1	3	0	0	5	4	0	1	0	0	0	14	第3条
4	豊中市景観計画(素案)	9月14日(金)～ 10月5日(金)	環境政策室	6	0	2	3	1	0	6	5	0	1	0	0	0	19	第3条
5	「千里ニュータウン再生指針(案)への意見募集」 [注2]	9月12日(水)～ 10月11日(木)	千里ニュータウン再生推進課	11	—	—	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	18	第3条
6	市民投票制度の基本的な考え方(案)	10月24日(水)～ 11月12日(月)	企画調整室	4	0	1	1	2	0	4	2	0	2	0	0	0	11	第3条
7	豊中市男女共同参画計画の中間見直し(素案)	11月9日(金)～ 11月29日(木)	男女共同参画推進課	5	0	1	3	1	0	5	3	1	1	0	0	0	20	第3条
8	(仮称)新学校給食センター基本構想(素案)	12月6日(木)～ 12月25日(火)	学校給食事務所	52	1	2	27	22	0	52	41	1	5	5	0	0	115	第9条
9	市民投票の実施に関する手続等を定める条例案 の基本的な考え方	12月6日(木)～ 12月25日(火)	企画調整室	2	0	0	0	2	0	2	0	0	2	0	0	0	4	第3条
10	(仮称)意見公募手続条例案の基本的な考え方	12月6日(木)～ 12月25日(火)	広報広聴課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第3条
11	人権行政基本方針案	12月6日(木)～ 12月25日(火)	人権企画課	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	第3条
12	食育推進計画(案)	1月10日(木)～ 1月30日(水)	健康づくり推進課	9	0	0	2	7	0	9	9	0	0	0	0	0	18	第3条
13	耐震改修促進計画	1月10日(木)～ 1月30日(水)	建築審査課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第3条
14	危機管理対応方針改正案	1月11日(金)～ 1月30日(水)	危機管理室	3	0	0	2	1	0	3	1	1	1	0	0	0	8	第9条
15	文化芸術振興基本方針(答申案)	2月7日(木)～ 2月26日(火)	文化芸術・国際課	2	0	0	2	0	0	2	1	0	1	0	0	0	3	第3条
16	建築基準法第43条ただし書許可取扱基準の改正案	3月6日(木)～ 3月25日(火)	建築審査課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第9条
	合計			114	2	8	57	36	0	114	72	8	17	5	0	1	279	

[注1] 該当条項欄の「第3条」は、パブリックコメント手続要綱第3条により、パブリックコメント手続の実施を義務づけている計画・条例等であることを示しています。

同じく「第9条」は、実施は義務づけられていないものの、広く市民等の意見を反映させるため、同要綱第9条に基づき担当課の判断によりパブリックコメント手続を行ったものです。

[注2] 「千里ニュータウン再生指針(案)への意見募集」は、「千里ニュータウン再生連絡協議会」を構成する大阪府、豊中市他4者の共同で行ったため、提出方法及び意見提出者の内訳は、収集できず。

2-6-36

平成20年度パブリックコメント手続

(1)概要

実施案件 13件

○内容別 計画案11件、条例案骨子2件

○該当条項別 第3条によるもの10件、第9条によるもの3件

(2)一覧

NO	案件	募集期間	担当課	意見提出者数及び提出方法 単位					意見提出者の内訳 単位(人)						意見提出件数 単位 (件)	該当条項		
				郵便	ファクス	メール	持参	その他	市民	法人	在勤	在学	納税義務者	利害関係者				
1	歩道改良実施計画	平成20年6月10日 ～6月30日	土木部道路建設課	2		2			2	2						2	第9条	
2	雇用・就労施策推進プラン(基本方向)	平成20年5月20日 ～6月9日	市民生活部商工労政課	5	2	3			5	4	1					8	第3条	
3	今後のごみ分別収集の基本的な考え方	平成20年7月4日 ～7月23日	環境部減量推進課	29	7	12	8	2	29	27		2				102	第3条	
4	(仮称)寄附によるまちづくり応援条例(案)に関する基本的な考え方	平成20年10月10日 ～10月29日	政策企画部コミュニティ政策室	3		1	2		3	2		1				5	第3条	
5	(仮称)とよなか水未来構想	平成20年11月20日 ～12月9日	上下水道局経営企画課	2	1			1	2	2						35	第3条	
6	(仮称)意見公募手続条例案についての基本的な考え方	平成20年11月25日 ～12月15日	総務部広報広聴課	1	1				1	1						3	第3条	
7	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)案	平成20年12月25日 ～平成21年1月15日	健康福祉部高齢介護課	2	1		1		2		2					34	第3条	
8	第2期地域福祉計画	平成21年1月9日 ～1月29日	健康福祉部地域福祉課	1	1				1	1						4	第3条	
9	第2期豊中市障害福祉計画案	平成21年2月2日 ～2月23日	健康福祉部障害福祉課	6		4	2		6	5	1					26	第3条	
10	(仮称)コミュニティ基本方針(案)	平成21年2月20日 ～3月11日	政策企画部コミュニティ政策室	18	1	5	3	2	7	18	17	1				44	第3条	
11	(仮称)豊中市新学校給食センター基本計画	平成21年3月2日 ～3月23日	教育総務室学校給食課	50	30	17	3		50	33		17				178	第9条	
12	市有施設の有効活用のための基本方針	平成21年3月3日 ～3月23日	政策企画部企画調整室	3		2	1		3	2		1				8	第3条	
13	新・指定管理者制度導入に関する指針	平成21年3月5日 ～3月25日	行財政再建対策室	0					0							0	第9条	
	合計			122	12	49	40	13	8	122	96	5	21	0	0	0	449	

[注]該当条項欄の「第3条」は、パブリックコメント手続要綱第3条により、パブリックコメント手続の実施を義務づけている計画・条例等であることを示しています。
同じく「第9条」は、実施は義務づけられていないものの、広く市民等の意見を反映させるため、同要綱第9条に基づき担当課の判断によりパブリックコメント手続を行ったものです。

2-6-37

平成21年度豊中市意見公募手続に関する条例の運用状況について

(1)実施状況概要

実施案件 9 件

○内容別 計画案 7件、条例案(骨子)1件、審査基準等案1件

○該当条項別 第4条 9件、第11条 0件

(2)意見公募手続を実施したもの一覧

NO	案件	募集期間	担当課	意見提出者数と提出方法(人)					意見提出者の内訳 (人)						意見提出件数 (件)	該当条項	
				郵便	ファクス	メール	持参	その他	市民	法人	在勤	在学	納税義務者	利害関係者			
1	豊中市放課後子どもプラン(素案)	10月2日(金)～23日(金)	地域教育振興課	2			2		2	2						2	第4条
2	建築基準法第52条第14項第1号許可取扱基準(案)	11月4日(水)～25日(水)	建築審査課	0					0							0	第4条
3	豊中市地域公共交通総合連携計画(案)	11月20日(金)～12月17日(木)	環境政策室(地球環境チーム)	3		3			3	3						8	第4条
4	豊中市火災予防条例改正(案)	12月1日(火)～21日(月)	消防本部予防課	0					0							0	第4条
5	「こども未来プラン・とよなか」後期計画(素案)	12月7日(月)～28日(月)	子育て支援課	5		2	3		5	4	1					15	第4条
6	新型インフルエンザ対策行動計画(素案)	12月28日(月)～1月18日(月)	健康支援室	9	1	4	1	3	9	5	4					16	第4条
7	豊中市教育振興計画(原案)	1月27日(水)～2月16日(火)	企画政策室	30		6	22	2	30	19	2	9				88	第4条
8	第2次豊中市道路整備計画(案)	3月1日(月)～23日(火)	道路建設課	2		1	1		2	2						3	第4条
9	豊中市地域防災計画(修正案)	3月10日(水)～31日(水)	危機管理室	0					0							0	第4条
	合計			51	1	13	30	7	51	35	7	9	0	0	0	132	

※]該当条項欄の「第4条」は、豊中市意見公募手続に関する条例により、意見公募手続の実施を義務づけている計画・条例等であることを示す。「第11条」は、広く市民等の意見を反映させるため、同条例第11条に基づき実施機関の判断により意見公募手続を行ったもの。

2-6-38

(3) 第4条第4項各号に該当することにより意見公募手続を実施しなかったもの

	計画等名	公布等の時期	担当課	該当条項
1	建築基準法第43条ただし書許可取扱基準	平成21年5月	建築審査課	第4条第4項第6号
2	北部大阪都市計画汚物処理場の変更	平成21年度告示なし	都市計画課	第4条第4項第4号
3	北部大阪都市計画ごみ焼却場の変更	平成21年度告示なし	都市計画課	第4条第4項第4号
4	北部大阪都市計画生産力地地区の変更	平成21年12月	都市計画課	第4条第4項第4号
5	北部大阪都市計画地区計画緑地地区地区計画の変更	平成21年11月	都市計画課	第4条第4項第4号
6	北部大阪都市計画新千里西町団地地区地区計画の決定	平成22年2月	都市計画課	第4条第4項第4号
7	北部大阪都市計画少路2丁目地区地区計画の決定	平成22年2月	都市計画課	第4条第4項第4号

(参考)意見公募手続に関する条例第4条

第4項 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

- (1) 公益上、緊急に計画等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき。
- (2) 他の実施機関が意見公募手続を実施して定めた計画等と実質的に同一の計画等を定めようとするとき。
- (3) 国若しくは大阪府の政策又は他の法令等の規定により意見公募手続及び第9条第1項に規定する手続に準じた手続(次号において「意見公募手続等に準じた手続」という。)を実施して定めたものと実質的に同一の内容を定める必要があるとき。
- (4) 他の法令等の規定により意見公募手続等に準じた手続を実施することとされている計画等を定めようとするとき。
- (5) 計画等を定める根拠となる法令等の規定の削除に伴い当然必要とされる当該計画等の廃止をしようとするとき。

(4) 第5条第2項に該当することにより意見公募手続を実施しなかったもの 0件

(参考)意見公募手続に関する条例第5条

第2項 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関(以下「審議会等」という。)の議を経て計画等を定めようとする場合において、当該審議会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、前条第1項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

(5) その他の実施状況(クリーンランド実施分)

- ・新ごみ焼却施設整備について 1月12日～2月1日実施 (クリーンランド新炉建設課)

2-6-39

制度名・施策名

法律相談（一般法律 交通事故）

開始年度 一般：昭和37年度(1962)
交通事故：昭和42年度(1967)

目的

市民の身近な相談窓口として、相談者の相談内容の整理や問題解決に向けた情報提供などを行う。

根拠法令

豊中市民相談室規則

対象

豊中市民（ただし、交通事故相談は市外者含む）

実績

相談件数

	一般法律	交通事故	合計
平成21年度	1,792	228	2,020
平成20年度	2,348	205	2,553
平成19年度	2,362	234	2,596

*平成18年度から隔月1回の特設相談（平成21年度から日曜法律相談（毎月実施）に名称変更）を実施し、一般法律の件数に含んでいる。
*交通事故相談は、平成17年度から日弁連の主催に移行。

予算額	決算額	差引残
6,993,000 円	7,371,000 円	△378,000 円

21年度決算内容

<内訳>

	予算額	決算額	差引残
相談委託料	6,993,000 円	7,371,000 円	△378,000 円

委託料@30,000円×234人×1.05=7,371,000円

<参考>

相談に対応する弁護士数は、1日2人の弁護士。日曜法律相談については、毎月1回実施し、210件（延べ弁護士数36人）の相談があった。日曜法律相談は、平日に来庁できない方のために日曜日に実施し、相談時間も30分（平日の一般相談は20分間）に設定。

開設状況		弁護士数	開設日数	延べ弁護士数
一般	毎週、水・金曜日	2人	99日	198人
日曜	毎月、第4日曜日	3人	12日	36人
合計			111日	234人

制度名・施策名

専 門 相 談		
---------	--	--

予 算 額	決 算 額	差 引 残
651,000 円	582,750 円	68,250 円

21 年 度 決 算 内 容			
<内訳>			
	予 算 額	決 算 額	差 引 残
相談委託料	651,000 円	582,750 円	68,250 円
(相談委託料 ⑤5,250×111人=582,750円)			

開始年度

種 類	開 始 年 度
司法書士相談	平成8年度
行政書士相談	平成14年度
行政相談	昭和37年度
税理士相談	平成17年度
土地家屋調査士相談	平成17年度
不動産鑑定士相談	平成17年度
宅地建物取引主任者相談	平成18年度
マンション問題相談	平成18年度

目 的

市民が日常生活の中で抱えるさまざまな問題を解決するため、各分野の専門家による身近な相談の場を提供する。

対 象

豊中市民

根拠法令

豊中市民相談室規則

実施内容

種 類	実 施 日	相 談 員
司法書士相談	毎週月曜日	司法書士
行政書士相談	毎月第1・第3木曜日	行政書士
行政相談	毎月第2～第4火曜日（市民相談室） 毎月第1火曜日（新千里出張所） 毎月第3火曜日（庄内出張所）	行政相談委員
税理士相談	毎週月曜日	税理士
土地家屋調査士相談	毎月第2木曜日	土地家屋調査士
不動産鑑定士相談	毎月第4木曜日	不動産鑑定士
宅地建物取引主任者相談	毎月第1金曜日	宅地建物取引主任者
マンション問題相談	毎月第2金曜日	NPO法人シヴィル・プロネット関西

相談実績

	(件)		
	H21年度	H20年度	H19年度
税務相談	—	—	80
司法書士相談	239	236	257
行政書士相談	64	66	85
行政相談	69	60	59
税理士相談	191	139	99
土地家屋調査士相談	40	40	47
不動産鑑定士相談	34	22	35
宅地建物取引主任者相談	40	36	41
マンション問題相談	31	20	42
合計	708	619	745

<参考>

- ・税務相談室豊能分室を統合し、電話相談が開設されたことに伴い、税務相談（昭和48年開始）は平成19年度で終了。
- ・平成21年度から、税理士相談を毎週月曜日に実施。
（司法書士相談は、第1～4月曜日実施を第5月曜日も実施）

制度名・施策名

生活相談業務

開始年度：昭和37年度(1962)

予算額	決算額	差引残
138,000 円	115,765 円	22,235 円

21年度決算内容

<主な内訳>

	予算額	決算額	差引残
消耗品費	118,000 円	115,765 円	2,235 円
通信運搬費	20,000 円	0 円	20,000 円

目的

市民の身近な相談窓口として、相談者の相談内容の整理や問題解決に向けた情報提供などを行う。

根拠法令

豊中市民相談室規則

実施内容

- ① 対象：豊中市民
- ② 内容：日常生活に起因するさまざまな問題のうち、専門相談に至らないものについて、職員、再任用職員及び嘱託職員が相談に応じる。

相談実績

(件)

	生活相談	法律相談に至らない交通事故相談	合計
平成21年度	2,181	30	2,211
平成20年度	2,345	17	2,362
平成19年度	2,177	38	2,215

たな卸しシート

平成22年(2010年)10月31日(日) 11:05~12:25 第2会場	
施策名: 行政情報の提供・公開の推進 新たな市民参加・参画の推進	テーマ: 市民参加・参画の今後のあり方 (審議会等委員の市民公募の推進)
担当課(室): 行財政再建対策室	担当者: 直川

1. 施策の展開に向けた戦略について

(1) 施策の使命 ①市民自治を促進するとともに、②市民と行政の関係をよりよいものとし、最も住みやすい環境を作っていく。
(2) 施策の使命を達成するための現在の資源配分の考え方
(3) テーマと施策との関係 審議会等委員の市民公募の推進は、新たな市民参加・参画を進めるうえでの重要な柱と位置づけられる。

2. テーマについての現状

(1) 現状(取組内容) 「審議会等委員の選任に関する指針」をもとに運用している。
(2) 問題点・課題 ・各審議会等において市民公募を行っているが、総じて応募者多数とはいえない。 ・市民公募委員の意見が有機的に活かされているのか、これまでの総括が必要。
(3) テーマにかかわる構成事業等に関する他部局、他セクターの類似事業
(4) 他自治体での取組状況 ・市内在住の18歳以上を無作為で1,000人抽出し、委員候補者として登録(三鷹市) ・地区の地域経営会議員や包括協定を結ぶ大学の学生などから市民評価員を選出(藤沢市)

3. 今後の施策展開の考え方(～平成25年度当初まで)

(1) テーマについての3年後(平成25年度当初)のあるべき姿 地域自治システムなど新たな市民自治システムの構築が取り組まれており、審議会等の市民公募についても、新たな時代に即したあり方が確立されている必要がある
(2) (1)のあるべき姿に向けた今後3年間の取組(具体的、簡潔に) 「審議会等委員の選任に関する指針」の見直し
(3) 2-1(2)の問題点・課題の解決の方法 ①市民公募における選考手法の見直し、②市民討議集会のしくみづくり、③審議会等への市民の関心を拡大する手立て
(4) 2-1(3)にかかる事業整理の考え方(他部局や他セクターとの連携等も含めて)

審議会等委員の選任に関する指針

1. 目的

この指針は、市民の市政への参加を促進するとともに、会議運営の透明性・公平性の向上を図るため、審議会等委員への市民公募をはじめ、男女構成比率、重複選任・長期在任の制限などを基準として設け、もって開かれた市政の推進と市民の市政への信頼の確保に寄与することを目的とする。

2. 指針の対象

この指針の対象とする審議会等は、次のとおりとする。

- ①市民、学識経験者等で構成され、市の事務について審議、審査又は調査等（以下「審議等」という）を行うため地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長その他の執行機関に設置された附属機関
- ②規則・要綱等により市長その他の執行機関に設置された附属機関に準ずる機関

3. 選任の基準

審議会等の委員の選任に際しては、原則として下記にしたがい行うものとする。

ただし、下記のそれぞれについて、法令もしくは大阪府条例又は規則に特段の定めがあるときはこの限りではない。

(1) 委員数

審議会等の委員数の上限は20人とする。

ただし、審議等の内容及び対象が膨大かつ多量であるため、分科会を設ける場合には、一の分科会に属する委員の上限を20人とする。

(2) 重複選任の制限

既に他の審議会等に所属している者を委員に選任するときは、当該選任によりその者が所属することとなる審議会等の数が4を超えないようにしなければならない。

ただし、学識経験者等で他に適当な人材が見あたらないとき、または、関係機関並びに関係団体に対し推薦を依頼し選任された委員については、この限りではない。

(3) 選任回数・在任期間

委員の選任回数は2期を超えないものとし、かつ在任期間は10年を超えないものとする。

ただし、学識経験者等で他に適当な人材が見あたらないとき、または、関係機関並びに関係団体に対し推薦を依頼し選任された委員については、この限りではない。

(4) 女性委員の選任の推進

市政運営への女性の参画を推進するため、別に定める規定に留意し女性委員の選任の拡大に努めるものとする。

(5) 職員の選任除外

本市職員（市立幼稚園教諭及び市立豊中病院医療職員を除く）を審議会等委員に選任しないこと。ただし、審議等の内容が市民サービスにかかる資格認定等である場合は、この限りではない。

(6) あて職の制限

関係機関及び関係団体に対して委員の推薦を依頼するときは、推薦されるべき者の地位を限定してはならない。

(7) 市民公募

審議等の内容が、非常に高い専門性を有しているもの並びに個人のプライバシーに関するものである場合等を除き、委員の選任に際しては、下記のとおり市民公募に努めるものとする。

- ①委員数が10人以下の審議会等は、市民公募枠を1人以上確保する
- ②それ以外の審議会等は、市民公募枠を2人以上確保する
- ③市民公募の方法、応募資格などは、別に定める。

4. その他

(1) この指針は、平成14年4月1日から運用を開始するものとする。

(2) やむを得ない理由により、3. 選任の基準に掲げる各項目の規定どおりの運用ができない場合は、理由を明らかにすることによって次期改選から5年を限度として現在の委員選任を継続することができるものとする。

主な審議会等の市民公募状況について

審議会等名	定数 (人)	うち市民公募委員数(a) (人)		市民公募応募者数 (b) (人)	倍率 (b/a)
病院運営審議会	9	2		8	4.0
総合計画審議会	22	2		10	5.0
上下水道事業運営審議会	15	2		4	2.0
保健医療審議会	16	2		4	2.0
情報公開・個人情報保護運営委員会	13	2		6	3.0
健康福祉審議会	20	3		4	1.3
消費生活審議会	8	1		4	4.0
市民公益活動推進委員会	12	4		15	3.8
廃棄物減量等推進審議会	15	3		5	1.7
環境審議会	20	4		5	1.3
学校教育審議会	20	2		5	2.5
行財政改革推進市民会議 (1次募集)	11	3	3	2	0.7
行財政改革推進市民会議 (2次募集)			1	1	1.0
改革創造会議	14	5		38	7.6

参考数値:直近公募時のデータ

2-6-43